

## 平成23年第1回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成23年3月11日（金曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 1 番 櫻田貴久議員

1. 職員のマンパワーを最大限に活かす人事制度について
2. JR黒磯駅周辺の活性化について
3. ご当地グルメを通じた地域活性化について

##### 16番 早乙女順子議員

1. 平成23年度市政運営方針について
2. 那須塩原市情報公開条例が産業廃棄物処理施設立地規制方策に与える影響について
3. 分権時代にふさわしい「開かれた行政」「開かれた議会」、二元代表制の首長（執行機関）と議会について

##### 25番 東泉富士夫議員

1. 道路拡幅と下水道整備について
2. 丁字路の交差点改良について

##### 8 番 岡本真芳議員

1. 通学路整備について
2. 市営駐車場運営について
3. 塩原温泉における観光行政について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉	藤		誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美		議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作		議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 櫻田貴久君

議長（君島一郎君） 初めに、1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、那須塩原21、櫻田貴久です。

通告に従い市政一般質問を行います。

1、職員のマンパワーを最大限に活かす人事制度について。

合併して6年が経過し、「人と自然がふれあうやすらぎのまち」の実現に向けた計画が着実に進んでいる。その一方、厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用するため、人材、組織、仕組みの確立、人事評価制度の充実等が強く求められている。

そこで、次の点についてお伺いをします。

本市の人事配置と異動の制度や考え方をお伺いします。

人事の配置や異動において希望する職務や部署の調査を行っているのかお伺いします。

職員の知識、資格、経験等をどのように人事異動に生かし、最大限に能力を発揮させるためにどんな工夫をしているのかお伺いします。

職員の能力にフォーカスを当て、モチベーションを高めて成果に結びつけるため、スキルアップの機会を提供したり成果に応じた評価を行うことが必要と思われる。人事評価制度はどのような形で人員配置に生かされるのかお伺いします。

新たな人事制度の一つとしてFA（フリーエージェント）制を導入する自治体もある。本市においても研究、検討を行ってみたいかどうかお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 職員のマンパワーを最大限に活かす人事制度についてお答えいたします。

の人事配置の考え方から の職員の知識や資格等を人事異動に活かすための工夫につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

本市の人事異動は、毎年、基本方針を定め、それに基づいて人事配置を行っています。平成23年4月1日の定期人事異動に対する基本方針は、重点課題への対応強化、世代交代の促進と人材の登用、人材育成のための交流・派遣の実施、長期在籍の解消、この4つを基本的な考え方として進める方針であります。

具体的には、1つ目の重点課題への対応強化では、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立ち、

企画政策力や保健福祉部門の充実のほか、農業の振興、学習指導及び公民館の充実を図るというものでございます。

次に、2つ目の世代交代の促進と人材の登用では、意欲のある職員の登用、若い職員の登用、女性職員の管理職への登用を図るというものでございます。

3つ目の人材育成のための交流・派遣につきましては、引き続き厚生労働省へ職員を派遣するほか栃木県の市町村課、それから河川課、地方税徴収特別対策室等に職員を配置して能力交流を図るものでございます。

4つ目の長期在籍の解消につきましては、本人の能力をより発揮できるように、幅広い知識と行政経験、さらには資格等を踏まえ、人材の育成に配慮しながら適材を適所に配置するというものでございます。

また、人事上における職員の希望する職務や部署の調査についてであります。部長職を対象とした人事ヒアリングの際に職員の異動希望等を聞いております。

4つ目でございますが、人事評価制度の人員配置への活用についてお答えしたいと思います。

現在、本市が実施しています人事評価は、係長以下の職員を対象に、職員の仕事に対する姿勢、適性についてふだんの職員行動を観察することによって把握する、そして、どのような点がすぐれているか、または不足しているかというようなことについて評価をするものでございます。

この姿勢、適性評価については、評価に基づいた面談を実施し、その面談を通して適切な指導・助言を行うというようなことでございます。

人事の配置に当たっては、この評価で明らかになった職員のすぐれている点を配慮しながら配置に努めるということでございます。

最後に、のフリーエージェント制度の導入についてでございますけれども、人事制度におけるフリーエージェント制度は、一般的には職員から従事したい業務などの希望をとり、人事異動においてその職員の希望を反映させた配置とするというようなもので、新たな人事制度の一つとしてその取り組みが始まったというふうに聞いておりますけれども、職員能力の向上、それから職員の実力の開発、職場の活性化、そういうことを図る上で有効というふうに言われておりますので、今後、ほかの自治体の状況等を調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、から まですべて関連しておりますので、一括して再質問をさせていただきます。

については、十分に理解をするところでございますが、本市の人事制度が果たすべき役割についての今の課題と市民満足の向上を図るべきよいサービスの提供に向けて組織が最高のパフォーマンスを発揮できるような、市民視点での人事制度改革を進めることについての考えがあるかどうかお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 人事の人材育成のことについてというふうに思いますので、お答えいたします。

まず、市の組織として人材育成として考えなくてはいけないというのは、私は、市の職員はスペシャリストを養成するということではないというふうに思っております。いわゆるジェネラリスト、

総合職を育成していくことではないかというふうに考えております。

具体的には、例えば職員が異動していったときに、前の担当の方はこういうこともやってくれた、ああいうこともやってくれた、今度の人は余りやってくれないというように、職員によって市民サービスの量とか質に変化が出るというようなことはあってはならないことだというふうに思っておりますので、そういう意味で、部分的には、場所によってはスペシャリストを養成しなくてはならないところもありますけれども、基本的には総合職、ジェネラリスト、そういった者を養成していく必要があるのではないかと、そのための研修等々をやっていきたいというふうに考えているところであります。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 部長の見解はわかりましたが、部署によってはスペシャリスト、個人の専門性、知識や技術を重視する場所も必要だと思われませんが、そういった部署はどのような部署だと思いますか、お聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） すべてお答えできるかどうかわかりませんが、例えば権限移譲等によって県から移譲された事務を行っている、例えば建築課の特定行政庁の職員でありますとか、保育士でありますとか、最近は複雑になってきております生活保護関係のケースワーカーでありますとか、そういった職員については、やはりそれなりの専門職として養成していかななくてはならないのではないかというふうに思います。

また、計画部門でいきますと、例えば法的なものに対応するような職員の養成もしていかなければならないというふうに思いますし、財政面にお

いても、財政の総合的な財政を見られる、そういった職員を養成していかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 答弁ありがとうございます。

2番の質問なんです、やってみたい仕事に挑戦できるなど、チャレンジや意欲を生かす仕組みの充実が必要だと思うが、本市にとってはどのような認識を持っているか。

また、職員の頑張りが報われる制度があるかどうかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど第1回目のときにお答えしましたように、職員の意欲でありますとかチャレンジしたい部門というのは本来はその職の課長等が日ごろの行動とか、そういった話し合いの中で把握をしているというふうなことでございまして、それに対して部長等のヒアリングを人事異動に対しても行っておりますので、その中で生かしていきたいというふうに思っております。

それから、モチベーション的な話になりますけれども、3月1日から職員の提案制度というものもでき、それができ上がりましたので、職員が意欲を持っているいろいろな意味で自己PRといいますが、そういったこともできるのではないかというふうには思っております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解をいたしました。

それでは、職員を育てるという意味で、信賞必罰についてここで一例を挙げます。

三国志で有名な蜀の丞相の諸葛孔明が宿敵魏と戦ったとき、要害地である街亭の守りを馬謖という大将に命じた。ところが、馬謖は孔明の注意をおろそかにし、また副将王平の忠告も聞かず、自

分の才を頼んで作戦を誤り大敗し、そのため蜀の軍勢は撤退を余儀なくされてしまった。そこで、戦いの後、軍法に照らし賞罰が行われたが、全軍を危地に陥れた馬謖の罪は死刑に値した。孔明は日ごろからだれよりも馬謖をかわいがっており、私情においては殺すに忍びないものがあったが、軍法を曲げては全員に示しがつかないということから涙をこらえて首をはねたのである。「泣いて馬謖を斬る」ということわざのゆえんであります。

この後孔明は、人の賢愚を見抜かず、大事な部署に彼のようなものを起用したのは総責任者としての自分の責任であるとし、みずから蜀帝に請うて丞相から右将軍に降格になったのであります。こうした孔明の態度にその心中を思っただけで涙せぬ者はなく、全軍寂然として、捲土重来、再び魏を打たんと意気大いに上がったといえます。

古来、何事によらず信賞必罰ということが極めて大切とされています。功績あればこれを称し、過ちあればこれを罰する。その信賞必罰が適切に行われて初めて集団の規則が保たれ、人々も励むようになります。いいことをしても褒められず、よくないことをしても罰せられなかったら、人間は勝手気ままにしたい放題をし、規律も秩序もめちゃめちゃになってしまうのです。

だから、信賞必罰ということはぜひとも行われなくてはならないし、また、それは適切、公平になされなくてはならないのです。賞するにせよ罰するにせよ、軽過ぎては効果が薄く、重過ぎてはかえって逆効果ということになります。まことに難しいものであります。

信賞必罰が適切にできれば、それだけで指導者たり得ると言ってもいいくらいであります。したがって、指導者は常に日ごろから十分心し、適切な信賞必罰というものを求めなくてははいけません。そして、その際に大事なものは、やはり私情を差し

挟まないということです。私情が入ってはどうしても万人を納得させる賞罰はできません。愛する馬謖をあえて処罰し、みずからも厳しく罰した孔明の態度はそのことを身をもって教えているのだと思います。

そこで、総務部長にお伺いをします。本市那須塩原市において、職員を育てるという意味において信賞必罰の徹底がなされているか、またどのような認識を持っているかお伺いをします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 大変難しい問題でお答えできるかどうかわかりませんが、櫻田議員は元高校球児だということですので、野球に例えてお答えをしたいと思います。

我々職員は、監督である市長から、例えば自分でサードしかやったことがなくても、またピッチャーしかやったことがなくても、ライトを守れと言われれば、そこに行って着実にライトを守ることが必要だというふうに思っております。また、攻撃でいえば、幾らヒットを打てる自信があっても監督のほうからバントで送れと言われれば、意見は申し上げますけれども、確実にバントをして送らなければならないというのが我々の組織だというふうに私は教わってきましたので、そんなふうに思っております。

ただ、そういったことがはっきりちゃんと確実にできて、そしてそれが戦略となって、例えば市民から信頼される市職員になるんだろうと思えますし、それが市の組織の活性化になるんだろうというふうに私は考えております。たまたまそういう考え方を教えてくれた先輩方も余りもういなくなりましたので、私の考え方も少しは間違っているかもしれませんが、それが自分のモチベーションになるのか、それが反対に傾くのかというのは

個人の問題だと思っておりますし、私は、やはりそういったことも必要なのではないかというふうに考えしております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 部長、非常にわかりやすいご答弁ありがとうございます。その辺はしっかり徹底をさせてもらえれば、より一層人が育つというか、そういう部分のけじめはできると思いますので、その辺は、私のほうから言うよりも十分区内でそういう仕組みもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではまた一つなんですが、ここで、民間感覚を持った行政運営が求められる昨今、その中からお伺いをいたします。

職員の葛藤は、ビジョンの達成に向けた組織としての最大の効率の追求と個人のモチベーションの極大化という対立事項の統合であると思います。この2つの相反する事項を同時に表現させるためには、適材適所を追求すること、つまり、個人のエネルギーを最大限に引き出すような職員の役割をデザインしなければなりません。

リーダーは、外部環境や職員の特性を見きわめ、適材適所が実現されるよう、業務の特性と職員の志向性をマッチングさせることに心がけるべきだと思います。そのためには、職員の職務志向をしっかりと見きわめた適材適所について一例を挙げ、お伺いをいたします。

徳川8代将軍吉宗は、いわゆる享保の改革によって乱れかけていた社会を正し、家康の再来とも徳川幕府中興の祖とも言われる名君である。吉宗は非常に思い切って人材を抜粋した。有名な江戸町奉行大岡越前守もその一人で、彼が伊勢山田奉行だったとき、その裁きがまことに公明正大だったのを、当時、紀州藩主だった吉宗が見ており、将軍就任と同時に登用したということです。

もっとも吉宗以前の将軍も、例えば5代綱吉における柳沢吉保のように、人材を取り立てていないわけではありません。しかし、それはどちらかというところごく一部の人を忠臣という形で重用した傾向があるようで、その点、吉宗の場合は、大岡越前守に限らず多くの人材をすべて、人物本位、能力本位に登用しているところに非常な違いがあると言われています。いわゆる適材適所を心がけたわけで、それが吉宗の政治の封建政治の中にあって非常に新鮮なものに、また成果も多いものになっているものだと思います。

人間は一人一人、精神的にも肉体的にも皆違っています。それぞれに違った才能、異なった持ち味を持っている。だから、それぞれに適したところにつけることによってその人の持ち味が生かされます。その力が一番よく発揮されることにより、そういう意味で適材適所はその人を生かし、幸せにすることになるわけです。それだけではありません。適材が適所につくことによってその職務が最もよく果たされることから、それは他の人々、ひいては全体としてプラスになるのです。言ってみれば、大岡越前守が江戸町奉行になったことにより彼自身も生かされ、また、江戸の人々も非常な恩恵を受けたわけです。

だから、適材適所によって自他ともの幸せが生まれてくるよう、したがって、指導者は人を用いるに当たってはそれぞれの人の持ち味というものを十分に考え、適材適所を常に心がけなくてはなりません。

それとともに、指導者みずからが、果たして適材であるかどうか、自分より以上の適材はないかということを絶えず自問自答しなくてはなりません。一兵卒が適材適所を欠いたとしても影響するところは小さいです。しかし、大將が適材でなかったら、これは全軍の敗戦ということになってし

まいります。

そのような意味において、指導者は常に自他ともの適材適所ということを考えることが大切だと思うことから、総務部長にお伺いをいたします。

職員の配置において、本市としての適材適所を考えた配置をどのように考えているかお伺いします。また、部長としての適材適所の見解をお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 適材適所ということですが、859人の職員をそれぞれのところで適材適所に配置するというのはなかなか難しいというふうに思っておりますし、適材のところに配置された職員はそれなりに十分な活躍ができるでしょうし、そうでないところに行く職員もいるというようなことであります。

そういう意味では、すべての職員が適材適所ということにはならないというふうに思いますが、少し話がそれますが、最近、地方分権ということで、これまでどちらかというと、市民の方々に説明するとき、例えば国の考え方、県の考え方なのでこういうことなんですよというような説明をしてきました。しかし、地方分権という形になりますので、それは権限移譲された財源の問題も同じですが、その中でどういうふうな施策をしていくかというのも我々職員に課せられている大きな課題だと思います。片方で地方分権だけを喜んでいるのではなくて、職員もはっきりと、これまでの国とか県とかということではなくて、那須塩原市としての施策をしっかりと市民の方に伝える、そういうようなスキルアップを図っていかなければならないというふうに考えております。

そういう中では、やはり適材に人を配置すると

いうことはできなくても、その場所でしっかりとその姿を見て、どういうふうなまちづくりをしたかということや、何を常に発揮できるような職員を育てていきたいというふうに思っております。

それから、あえて総務部ですと言わせていただくと、役所の中にはいろいろな職場がございます。特に、議会の一般質問等でも出ておりますように、例えば収税課の職員というのは、そういう意味ではだれかがどこかで公を支えていかないと、市民の方々からいろいろなことを言われながらもしっかりとそういう意味でモチベーションを上げてやっていかなければならない職場もあるということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。十分に理解をしております。859人の職員が適材適所によっておおむねいけると、その中では、859人の職員が自分のやりたいところに行けないために力が発揮できなかったりとか、やりたいことができなったりとかということがなるべくないよう心がけてもらえれば、市民サービスの向上には大いに貢献できると思いますので、その辺は十分に考えていただければと思います。

続きまして、最後の質問になりますが、庁内のF A制度、これは大阪府の場合であります。庁内F A（フリーエージェント制度）とは、人事評価において優秀な成績を修める一方、一定の要件を満たす職員が人事異動先として希望する所属の選考を受け、選考に合格した職員を希望する所属へ配置するという制度のことです。職員の主体的なキャリア形成をサポートし、職員の意欲向上を喚起するとともに現場ニーズを人事異動的に反映することを目的とした、そういうことを平成

21年度当初から導入してやっているということですので。

本市としてもF A制度についてこれから前向きに考えるということではありますが、ちょっとプロ野球のF A制度とは仕組みが違うような気がします。ということで、総務部長に、本市としてのF A制度についての所感をお伺いしたいと思います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 本市におきましては、人事評価制度というものを今現在やっております、試行的にやっているのが管理職ということで、まずは管理職の人事評価制度を本格化させたいというふうなところ待っているところでございます。

そういった評価制度がしっかりできていく中で、F A制度についても、議員提案がありましたように、私どものほうでも少し考え方を变えて研究をさせていただければというふうに思っているところでございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ぜひF A制度等も考えてもらい、人事制度に生かしてもらえればと思います。

最後になりましたが、本市も人員削減などの行財政改革に積極的に取り組み、人件費も、平成22年度の71億2,772万円（性質別内訳18.5%）が平成23年度は70億5,689万円（性質別内訳17.5%）と着実に成果を上げています。

一方、市民のサービスの向上に積極的に取り組むに当たっては、優秀な職員の力なしでは不可能だと思います。ぜひチャレンジ意欲を高揚させる異動制度の充実、やる気のある職員の意欲を高めるための人事異動、F A制度や庁内ベンチャー制度など、頑張ればやりたい仕事にチャレンジできる制度などを研究・検討してもらい、そして創出し、職員が働きやすく能力を最大限に発揮できる

職場環境整備を要望し、この項の質問は終了させていただきます。

続きまして、2、J R黒磯駅周辺の活性化について。

平成23年度市政運営方針の4、「安全で便利なまちづくり」の中には、「憩いの空間づくりでは、市の公共交通拠点のひとつであるJ R黒磯駅周辺の活性化を図り、訪れる観光客や高齢者が円滑に利用できるように、黒磯駅前広場整備事業の実施に向けて検討を進めてまいります」とある。

黒磯駅周辺の開発実現に向けて計画が進むに当たり、以下の点についてお伺いをいたします。

平成23年度市政運営方針に示されたJ R黒磯駅周辺の活性化の概要をお伺いします。

同様に、駅前広場整備の概要をお伺いします。

黒磯駅前商店街を対象にした活性化事業についてはどのように考えているのかお伺いします。

黒磯駅前全体の魅力あるまちづくりに向け、アイデアを広く募ってみてはどうかお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） J R黒磯駅周辺の活性化についての J R黒磯駅周辺の活性化の概要及び 黒磯駅前広場整備の概要についてのご質問は関連しておりますので、一括してお答えします。

J R黒磯駅周辺の活性化に向けた施策の一つとして黒磯駅前広場の整備を予定しております。平成23年度から黒磯駅前広場整備基本計画の策定に着手したいと考えております。駅前広場整備の概要については、3月8日の山本はるひ議員にお答えしたとおりであり、4つの基本方針のもと、地元と十分協議をして実施していきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 私のほうからは、

と の2つについて順次お答えいたします。

の黒磯駅前商店街を対象とした活性化事業についてはどのように考えているのかについてお答えいたします。

これまで黒磯駅前活性化については、黒磯駅前活性化委員会が中心になって、駅前通りににぎわいと活気を取り戻すためイベントを中心に各種事業を実施しておりますが、駅前商店街の活性化のためにはこうした事業は必要かつ有効と考えており、市もこれまで積極的に支援してきたところで

す。また、3月8日、山本はるひ議員にお答えしたところですが、駅前広場整備基本計画の策定に当たり駅前活性化推進懇談会を開催し、活性化に向けた取り組みについて定期的に意見を交換していくことになっております。

市としましては、地域の住民と一緒に駅前周辺の整備や活性化について考え、必要な活動については積極的に支援していきたいと考えております。

次に、 のアイデアを広く募ってはどうかについてお答えいたします。

黒磯駅前活性化委員会では、黒磯公民館地区の住民を対象とした黒磯駅前まちづくりアンケートを実施し、さらに委員会では、那須塩原市商工会黒磯支部の会員に対するアンケートも実施しております。これらのアンケートで多くの意見が出されておりますことから、さらにアイデアを広く募ることについては地元の方々と懇談会の中で検討していくことになると考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 答弁ありがとうございます。

一昨日、山本議員が詳細に伺っておりますので、一括して再質問をさせていただきます。

まず最初に、黒磯駅周辺の活性化と整備について、総合的事務局として商工観光課が担うとの答弁がありましたが、それは単なる書記的な事務方なのか、またコーディネーターなのか、またリーダーとして牽引するのかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この懇談会につきましては、山本はるひ議員にもお答えしたところですけれども、市が今後、黒磯駅周辺の整備を行うということに当たりまして、計画の段階から皆さんの意見をお伺いしたいということで設置したところでございます。

計画づくりに当たりましては、黒磯駅前の活性化に向け、駅周辺の整備についてのハード部門については建設部が所管で行いまして、商店街を含めた駅前の活性化、ソフト部門については産業観光部といたしますか商工サイドで行うということでございます。

懇談会の開催に当たりましては、こういったことから活性化についての所管が商工観光課ということもありましたので、商工観光課のほうから懇談会の通知を差し上げたりしまして、事務局的な立場で行ってきたところでございます。

今後も、こういった同様の考え方をもちまして、会議の開催、会議の進行、そういった部分にかかわっていきまして、いい意見が出ましていい計画ができるよう進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） その会議の座長は産業部長が務めていると聞いていますが、部長が思う駅前

の活性化、将来像をどのように考えているかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 第1回の懇談会では私が座長ということで、皆さんの了解を得まして会議を進めさせていただきました。

会議の中でもアンケート結果等が出ておりました。参加者の皆さんからも意見が出ました。そういった意見で、黒磯駅前の商店街の現状といいいますか、そういったものは見えてきたのかなと思います。今後の検討の中でいい計画をつくって、そういったものを地元の方が有効活用することによりまして、少しでも駅前の商店街が活性化していくようなものにしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ぜひ部長には座長として頑張ってもらいたいと思います。

昨日、答弁の中でアンケートの結果の発表がありました。安心して歩ける、接客態度が親切である、愛着があるといういい報告もありました。しかし、楽しくない、活気がないという、どこの商店街でも抱える同じような悩みがアンケートの結果でわかりました。そこで、地元の方々と議論する中で、このような結果を打開するための要素をどのように考えているかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） アンケートの結果からということで、3月8日の一般質問の中でも結果についての黒磯駅前の商店街に関する部分について若干申し上げたところでございます。

議員が言われましたように、アンケートの状況

からしますと、今後、店や通りを楽しくする、あるいは活気ある、魅力ある通りにするにはどうしたらいいかということが見えてきたのではないかと思います。

今後のことになりますけれども、23年度1年ぐらいをかけてこういった意見を集約して、それぞれのテーマを設けて、懇談会の中で活性化に向けた協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ぜひアンケートの結果を真摯に受けとめて、臭いところにふたをするというまではいきませんが、そういう部分にも積極的にチャレンジしていただきたいと思います。

また、昨日の答弁の中で、西口駅前広場を含めた整備事業の内容は地元商店街などの意向を十分に配慮するとありますが、具体的な施策をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 今回の基本計画策定につきましては、行政指導ではなくて地元の意見を十分に反映した基本計画を策定していきたいということで、これから話し合いの中で、駅前広場、東口、西口、そこら辺の部分については、地元がどうしたいんだという部分で策定をしていきたいというふうに考えています。また、道路についても同様のことでやっていきたいというふうに考えています。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 了解をいたしました。

黒磯駅周辺の再生に向けた活性化と整備のサクセスストーリーとしては、まず第1に企画立案、第2に調査、設計、プランニング、第3に実行す

ることが成功への道だと思います。こういう手法はまさに行政が最も得意とするところであり、そういう視点からしっかりとしたコーディネーター役として行政（商工観光課）がかかわってみてはどうかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほどから申し上げておりますように、活性化に関する事務については商工観光部ということでございますので、懇談会の中でいい意見が出てくるように精いっぱい頑張っ、活性化につなげていけるようやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ぜひともしっかりかかわってやってもらいたいと思います。

それでは、最後に市長にお伺いをいたします。市長の公約でもあります黒磯駅前広場整備事業の実施に伴う黒磯駅前商店街の将来像をどのように考えているかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 私の公約ということでございまして、これらへの対応といいますか、考え方についてということでございます。

私も、議員を含めまして黒磯駅前の状況についてはずっと過去から見えておりました。私の議員の生活の中でも駅前活性化の委員も務めたことがございます。たまたま意見をもち寄りまして、いよいよ提案される段階になってくると、どうも今までは腰砕けの部分があったというのは私は認識しております。

そういう意味では、その後に駅前活性化事業をトータルしてあそこの整備をしていくということ

で、前市長の藤田さんがこれを進めたという結果もでございます。私の聞き及んでいるところでは、国の補助の内定まで受けたという状況のものが、やはり最終的には地域の状況がともあれ凍結をしてしまったまま、私は凍結されているというふうに思っております。

そういう意味で、新たにまちづくりをするには、凍結されたものをどう処理するかというのが一番大きな問題で、特に県道でございます。私どもがどうする、こうするというのは、やはり地域の問題としてきちっとしていかなければならない。県に要望していかなければならない。そういう意味で、今、各地の道路の見直しをというのが、基本的には建設部長が表現をしておるところだというように私は思っております。そういうものをしっかりどういう方向にしていくか。まちづくりにしてもまずは基本となるのは道路でありますので、道路をいかに、今まで凍結してあるものをどう扱うのかというのが一番大事だというふうに思っております。私も駅前の活性化には意を燃やしておるわけでございますけれども、そういうものの解決をまず優先していかないと、凍結したままで、どうしよう、こうしようと言っているも物は進まない。

そういう意味では、駅前の皆さんの意見を十分把握しながら計画を立てなければならないというふうに思っておりますので、今回の駅前の、議員が進める中での費用も3年間でまとめていきたいという中での予算の計上をさせていただいておるところでございますので、駅前の皆さん、さらには黒磯地域の皆さんの意見も十分踏まえて今後の状況等をまとめていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 市長、ご答弁ありがとうございます。市長の情熱を今感じました。今回の計画は絶対に腰砕けにならないよう、精いっぱい行政の人たちも情熱を持って当たってもらいたいと思います。黒磯駅周辺の再生に向けてはこれがラストチャンスだと思います。地元商店街及び住民も危機感を持って臨んでいると思います。

ゆえに、行政として強いリーダーシップもしくは心強いコーディネーター役としてぜひ一緒に取り組んでもらいたいと強く要望し、この項の質問を終了させていただきます。

3、ご当地グルメを通じた地域活性化について。

B級ご当地グルメの祭典と題したB-1グランプリが昨年9月に厚木市で開催された。今やすっかりメジャーになり、5回目を迎えた今回は過去最多の46団体が出店し、2日間の来場者数は43万人を超えた。観光につなげる食によるまちおこしという観点から、ご当地グルメを通じた地域活性化についてお伺いをいたします。

本市における食を通じた地域活性化についてどうとらえているかお伺いをいたします。

B級グルメに対する認識と所感をお伺いします。

B-1グランプリというトレンドをどのようにとらえているか、また、その経済効果の魅力をどのようにとらえているかお伺いをいたします。

食を通じた地域活性化のための民間との連携、支援策等についての考え方をお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 1番、櫻田貴久議員の市政一般質問の中の3番のご当地グルメを通じた地域活性化について、4点ほどございますので順次お

答えをさせていただきます。

まず、本市における食を通じた地域活性化についてどうとらえているかについてお答えをいたします。

本市は、首都圏を中心とした食料の供給基地として多種多様な農畜産物が生産されており、食にかかわる資源が豊富な地域であると認識をいたしております。その資源を生かした地域活性化につなげることを目的に、昨年11月に那須塩原ブランドとして9品目の認定を行いました。そのうち8品目が農畜産品及び加工品でありました。

これらのブランド品は、単一商品としてブランド力を高めることもまた大切でございますが、それぞれのよさを融合させた新たな魅力ある商品の開発や販売方法を検討し、事業化をすることも重要であるということから、農観商工連携推進事業を通しまして取り組んでいきたいと考えておるところであります。

次に、B級グルメに対する認識と所感についてお答えをいたします。

B級グルメは、ある地域で従来から親しまれてきたものや地域おこしの一環として創作された料理が評判となり広まったものであると認証いたしております。また、安くて気軽に食べられ、地域性が感じられることから、人気を受けているものと感じております。

次に、B-1グランプリというトレンドをどうとらえているか、また、その経済効果の魅力をどうとらえているかについてお答えをいたします。

B-1グランプリは全国のB級グルメを集め、その魅力を競い合うイベントと認識しておりますが、B級グルメが持つ食味だけでなく、それが発信する地域の魅力にその場所まで足を運ばなくても触れられることが、評判となった理由であると

考えております。

経済効果につきましては、イベントの一時的なものではなく、マスコミの取り上げ方やイベント後の影響なども含め大きいものと考えております。

次に、食を通した地域活性化のための民間との連携、支援策等についての考え方についてお答えをいたします。

食を通した活性化も含め地域活性化を図るためには、市民、企業、団体と行政がそれぞれの役割を認識し、連携、協働することが大切であると考えております。そのような意味から、民と官が一体となって組織しております那須塩原市農観商工連携推進協議会を中心に、今後とも、食を通した地域活性化事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、から まではいずれも共通をしていますので、一括して再質問をさせていただきます。

B級グルメといいますが、なぜB級グルメに人々は魅了されるのでしょうか。景気低迷により無駄な支出を抑える傾向にある昨今、庶民には、ちょっと値の張るものは敬遠されている、質はそこそこですけれども、より安価なものが求められている。また、景気低迷で心がなえれば、昔を懐かしんだり楽しかった日々を回顧したりするのも人情だといえます。B級グルメのどこかチープでジャンクなたたずまいや味わいに、何だかこの味落ちつくとか、子どものころこんな味つけのものがあったような気がする、幼いころ、縁日で夜道を徘徊した記憶がよみがえります。そんな旅愁も手伝ってB級グルメに人々は魅了されると思

うんですが、そこで産業観光部長にお伺いをいたします。

本市のご当地グルメには何があるかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 本市のご当地グルメということでございますが、本市におきましては、農畜産物の生産が多いということもありまして、それぞれの商店におきましていろいろな食材を使って飲食等を行っていただけたと思います。

そういった中で、安くて気軽に食べられ、地域性が感じられるというB級グルメの要素的な部分を加味した料理というものについては、思い出しているところなんですけれども、現時点でちょっと浮かんでくるものがないということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 私も部長と見解を一緒にするところではありますが、A級グルメとは、ミシュランの三つ星ですとか、そういったお店がもうかるのがA級グルメだそうです。B級グルメというのは地域がもうかるというような部分を考えると、当市那須塩原においてのB級グルメは、それに合うものがあるかどうかというのは非常に難しいところではありますが、何とぞその辺も皆様と一緒に考えながら探していただければと思います。

今、地方としては、B級グルメの勢いにあやかってまちおこしをしようと、新たな郷土料理、まだ知られていない地元のソールフードの発掘に力を注ぎ、世に送り出すべく料理をブラッシュアップさせている。これからさまざまな要素の相乗効果でB級グルメというのは根づいているということなんですが、そこで産業観光部長にお伺いをし

ます。

那須塩原認定ブランドの中の9品目中8品目は食品であると。そのブランドとのコラボレーションを考えたB級グルメの創出の考えはあるかどうかということなんです、今、市長からその辺を考えるとというような答弁をもらいました、ということは、部長、具体的な方針としてどのような考えがあるかお伺いをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 新たな商品ということでございますが、農観商工連携事業の一つとして新商品の開発というものを掲げております。今回、那須塩原ブランドを9品目認定しまして8品目が食品ということでございますので、そういった8品目の中で新たな商品が開発できるかというのはこれからの研究の中で行っていくことだと思います。

また、国におきましては、農業者に加工・販売分野で参入を促す六次産業というものがありまして、この六次産業化法というのが3月1日に施行されております。国においては六次産業化戦略室というのが設置をされております。この中で都道府県に六次産業化プランナーというのを配置するというのも決まっております、新たな事業者に対して支援していくという方向になっております。こういった流れも新たな新商品開発という分野の中でいろいろ研究をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 部長、答弁ありがとうございます。そのようなことを考えますと、このB-1グランプリの経済効果についてなんです、B-1グランプリで二連覇をした富士宮の焼きそば

は400億円の経済効果、2008年グランプリの厚木シロコロホルモンは3カ月で30億円、2009年グランプリの横手焼きそばは8カ月で34億円、2008年B-1開催地の久留米市は2日間で36億円、2010年B-1開催地の厚木市は2日間で68億円という数字が出ております。

そこで産業部長にお伺いをします。このような経済効果についての数字、金額についての考えをお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） B級グルメでのまちおこしというものが盛んになってきているということでございますが、こういった中には、宿泊を伴うような遠距離からの観光客ということではなくて、日帰りを中心としたレジャー県からの観光客や、地元住民、周辺住民の消費効果も大きいというふうに言われております。こういったことから経済効果としては大きいものがあるというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 部長、この経済効果ははかり知れないものがあります。平成10年に甲府の甲府鳥もつ煮が初出場・初優勝、グランプリを獲得して現在までに28億円ぐらいの経済効果が出ているという事例もあります。B-1グランプリに出るには、まずご当地グルメ、B級グルメを創出する、それをI Bリーグというところに登録し、そしてB-1グランプリに出られるという道筋があるらしいんです。部長と僕の見解も一緒だと思うんですが、よく市民の人たちに、B-1グランプリを開けないのかとか、ああいうのをやったらどうなのかなという話はあるんですが、今言ったように決まりがあります。

ただ、2010年グランプリを獲得した山梨の甲府鳥もつ煮であります。採点の様子は皆さんも各メディアの紹介でごらんになったと思います。紹介された数日後は、店頭は観光客でごった返していました。そこで、甲府の場合は、食を生かした活動により郷土の活性化を図るのを目的として、甲府市役所の若手職員によるボランティア団体「みなさまの縁をとりもつ隊」という団体が活動しグランプリをとりました。

なぜ市の職員なのかということ研修してきましたら、そのメリットとしては、組織の壁の撤去、自由な発想と活動のスピードを重視すること、必要なことはすぐやる。差別・区別及び悪いものはできないとはっきりと言えるということを代表の人が説明をしてくれましたが、市役所の職員ですから、営利を求めず、さっきも言ったようにA級グルメとは店がもうかる、B級グルメとは地域がもうかるという発想ですと、B級グルメとは安物、冷や物、げても、そういうふうに表示をしていました。また、まちおこしでも、よそ者、ばか者、若者というように言われているように、観光へとつながる食のまちおこしのポイント、まちおこしの素材はどこにでもあると。

先ほど部長も言いましたように、なかなか本市那須塩原としてはそういうものができていませんが、そういうものは新しくつくらなくてもいいんですよ。今あるのを見直すということではありますが、そういう見直しに関してもなかなか今の現状では難しいという答弁をもらっております。

そこで、まちおこしの成功のための3つのPというふうの説明されました。1つはポテンシャル、素材の持つ力を見きわめること。2、プロモーション、伝えたい相手に的確に情報を伝えること。3、プライド、地元の人の中に自信と誇りを呼び起こすこと。そして、さらに2つのPがあるそう

です。パーソン、あきらめずに最後までやり遂げるリーダーの存在、そしてもう一つがパッション、情熱を持って一緒にやり進める仲間の存在らしいです。

この5つのPを参考にしても、部長、ご当地グルメとなるようなものを本市から想像することはできませんか。最後に一回お伺いをいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） ご当地グルメの関係でございますが、B級グルメでのこういった取り組みというのは、ある意味、まちおこしの部分ではないかと思えます。食べ物を売るということではなくて入り口として食で注目をされることによりまして、もともと持っていたまちの魅力というものを発信していくということではないかと思えます。こういったB級グルメの取り組みについては、現在思い浮かばないという話をしましたけれども、こういった取り組みを地域の方でやってみようという方が出てきてくれることを期待しているところでもございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） ご答弁ありがとうございます。

本日の新聞ですが、県内観光の花形は、宇都宮、日光、那須がトップ3らしいです。2009年の市別入り込み客数は、宇都宮、日光、那須塩原市がともに1,000万人を超えていると。しかし、足利市は、311万人と大きく水をあけられているということから、ポテト焼きそばというB級グルメを通して集客をしたいというふうを考えているそうです。

那須塩原市は、今このように観光客も来ていますが、より一層の観光客の誘客とかそういうもの

を望むとまだまだ可能性があると思いますので、ぜひ、先ほど言いました5つのポイントを十分に理解し、食を通じた地域活性化を進めていただきたいと思います。

また、観光客をターゲットにしてはならないと甲府の人も言うておりました。それはなぜかというと、全国にかなりの数の観光地があるわけです。そこで、観光客をターゲットにしているとリピート性をつかむのがなかなか難しいということで、地元の人によりよく知ってもらわなければ地域ブランドとしての定着促進にはならないと言っておりました。ぜひ、地元の人たちが誇れる一品になるようなご当地グルメの発掘に全力を尽くしてもらいたいと思います。

また、自信を持って自慢できるまちということの意識改革を、そして那須塩原市という市民のシティープライドを構築してもらいたいと要望いたします。

また、B級グルメがあるのは日本だけではありません。隣の国と東南アジアをのぞいてみても、韓国ならキンパ、ホットク、スンデ、台湾なら臭豆腐、牡蠣オムレツ、タイならライオン、インドネシアのサテアヤンなど、数え切れない宝が眠っております。各国のソールフードが日本に上陸する日が来るかもしれません。B-1グランプリ参戦などということもあるかもしれません。近い将来、日本を基軸にB級グルメのグローバル化が始まる、そんな予感さえいたします。

そこで、まだどこも開催していない世界のB-1グルメをぜひ本市で考えてもいいような気がいたします。外国人の誘客は食を通してということから、ぜひ観光へとつながる食のまちおこしを試みたいと思います。また、してもらいたいと思います。

世界のB-1グランプリが本市で開催されるこ

とを夢見て、私の市政一般質問を終了させていただきます。丁寧なご答弁ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、1番、櫻田貴久君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。16番（早乙女順子君）では、早速、1番目の平成23年度市政運営方針についてから質問いたします。

市政運営方針の中で、「平成23年度は総合計画前期基本計画の最終年度となるため、優先すべき課題を明確にして、平成24年度から始まる後期基本計画につなげたいと考えております。また、現在、協働のまちづくり指針を策定しているところですが、急速な少子高齢化やひとり暮らしなど社会を取り巻く環境が厳しい中、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことで、より地域力を高め、『人と自然がふれあうやすらぎのまち』を着実に実現したいと考えております」と述べています。

もし優先すべき課題が明確になっても現在の行政の考え方のままでは、課題解決となるかは疑問です。そのことを自覚したのか、はやりなのか、

市民との協働でまちづくりに取り組むための指針を策定することを表明しております。人も金も知恵も十分でない行政の限界を認識した結果か、市民の出番となったようです。そのため、協働のまちづくり指針策定に取りかかっているようです。指針策定の前提に、市民と対等なパートナーシップを築くため、行政は、今までのスタンスのどこを変えたらよいかをまず考えることから始める必要があります。今後示されるであろう協働のまちづくり指針に大いに期待するところです。

そこでお聞きいたします。

協働のまちづくり指針策定の進捗状況、今後のスケジュール、協働のまちづくり指針ができれば具体的にどのように活用できるものなのか伺います。

新しいごみ分別収集が実施され、当初行われていたものから修正した点は何か、来年度修正される点はどんな点か、今後修正の必要な課題は何か伺います。

福島大学に委託している「産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する調査研究」の成果と今後の取り組みについて説明を求めます。

市政運営方針の中で具体的な取り組みが述べられていますが、事業そのものに課題を伴うものがあります。その課題を理解して対策を考えていますか。廃食用油の再利用、高齢者や学生の交通手段を確保する「ゆ〜バス」、施設を整備しただけでは解消できない高齢者の抱える問題、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの充実、障害者や若者の就労、通学路整備事業など、例に挙げた事業にはどのような課題がありますか。行政ができること、行政の限界をお聞かせください。

これで1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問

に対し答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 16番、早乙女順子議員の市政一般質にお答えをいたします。

私からは、1の平成23年度市政方針についての中についてお答えをさせていただきます。

協働のまちづくりの指針の策定状況、今後のスケジュールにつきましては、3月7日の会派代表質問、公明クラブの吉成伸一議員にお答えしたとおりでございます。

指針の活用についてのご質問にお答えをいたします。

現在策定を進めております協働のまちづくり指針は、市民と行政が協働についての理念や目標を共有し、お互いの果たすべき役割や責任を共通理解していくための基本的な方向性を示すためのものとして、協働のまちづくりを実践していくために活用するものであります。策定後につきましては、指針概要版の各戸配布や、ホームページで全市民に対し周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私からは、 についてお答えをいたします。

まず ですが、新しいごみの分別収集が実施され、当初行われていたものから修正した点は何か、来年度修正される点はどんな点か、今後修正の必要な課題は何かについてお答えをいたします。

まず、新しいごみの分別収集が実施され当初行われていたものから修正した点については、試行中ではありますが、平成22年11月から回収方法を追加した剪定枝、落ち葉の回収事業と、同じく11月から本庁、西那須野支所、塩原支所、ハロープラザ4カ所で拠点回収をしている廃食用油回収事

業であります。

次に、来年度修正する点であります、修正の予定はありません。

また、今後修正の必要な課題は何かについてありますが、現在、資源物で回収している缶の分別が2種類のリサイクルマークのみということでの区分けであるためわかりづらいということや、ごみ袋の大きさなどを課題として認識しております。今後、分別や回収の方法、ごみ袋の大きさなど、廃棄物減量等推進審議会での審議等を踏まえ、必要なものについては変更していきたいと考えております。

次に、の福島大学への調査研究委託の成果と今後の取り組みについてお答えいたします。

調査研究の成果としましては、平成22年度は報告書の提出をまだ受けておりませんが、調査研究の内容は、これまでもご説明しておりますとおり、地下水の流動状況に関するシミュレーションモデルの作成、定期測定による地下水水質の汚染状況の確認、本市に適した産廃処理施設の立地規制方策の検討となっております。地下水流動状況のシミュレーションモデルについては、処分場立地の妥当性の評価材料とするほか、より精度の高い地下水水質調査の実施場所の選定に活用していく考えです。地下水水質の調査結果は、これまで過度に集中している最終処分場の地下水の影響の有無の判断材料になるものと考えております。

なお、地下水水質の分析・調査については、市において来年度も継続して実施し、引き続き産廃処理施設からの影響を監視していく考えであります。

立地規制方策の検討につきましては、今年度、庁内に設置した産廃処理施設立地規制方策検討委員会に福島大学にも参加していただき、最終的な検討を進めてまいりました。今後、市としての方

針を定め、その具現化に取り組んでいきたいと考えております。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） については、答弁が各部にまたがっておりますので、企画部が一括してお答えをいたします。

まず、廃食用油の再利用についてであります、現在の回収場所が本庁、西那須野支所、塩原支所、ハロープラザの4カ所であり、市民の利便性からすると回収場所の拡大が課題ととらえております。

また、「ゆ〜バス」についてであります、さらに乗車率を高められるかどうかは課題ととらえております。

次に、高齢者の抱える問題についてであります、施設整備のほか、地域住民と一体となって高齢者が生き生きと生活できる地域づくりの推進を図ることが重要であると考えております。

また、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの充実についてであります、雇用形態の多様化に伴う延長保育や一時預かりの増加への対応が課題であると考えます。

次に、障害者や若者の就労についてであります、障害者については、求人が少ないことや事業所における障害者雇用が進んでいないこと、職業訓練事業への参加者が少ないことなどが課題であると考えます。また、若者については、新卒時に就業できない失業状態が続くことで正規職員としての就労機会が遠ざかることが課題ととらえております。

最後に、通学路事業についてであります、歩道用地を市に寄附が無償で長期間貸与していただくことが整備の条件となることから、市街地において拡幅する用地の確保と地権者の協力が得られるかが課題と考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、まず のところでスケジュールに関しては前の質問者のところでわかりますので、そこの中で幾つかお聞きしてみます。

策定のスケジュールでは、6月ごろには市長に提案する予定というふうに聞き取ったんですけども、その前に指針の素案ができると思うんですけども、その指針の素案というものはいつごろまでにつくろうとしているのか。6月ですから、もう何カ月もないですよ。素案がもうでき上がっているものなのかもわからないので、いつごろまでにつくる予定か。その後、今度はパブリックコメントが来ますよね。そのパブリックコメントをいつからいつぐらい、どのぐらいの期間やるといふふうに予定しているか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 協働のまちづくりの骨子案の策定状況というようなことですが、今、9月24日に第1回目の会議を開きまして、毎月1回程度のペースで会議を開いております。現在、骨子案が検討してまとまりつつあります。今月中に庁内会議のほうにかけまして、4月の全協で議員さんのほうに報告できればというふうに思っております。

パブリックコメントについては今のところ考えてはおりませんが、ホームページ等については、これから策定会議の中で議員さんに話題として投げかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） パブリックコメントは予定していないということで、何をホームページ

でやろうとしているか、その内容を聞かせてください。

それとあと、パブリックコメントをしないということだと考えると、一般の市民の出番というのは大体パブリックコメントぐらいしか今のところないんですけども、そのほかに一般の市民がこのまちづくり指針にかかわるといふ、市民の出番というものを考えているかどうか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） ホームページで、今のところの予定ですが、庁内の会議、それから議員さんに報告した後、現在まとまりつつある骨子案の内容についてホームページに掲載していくことを今の策定会議の委員さんに諮っていきたいというふうに考えております。

あと、市民の出番というようなことですが、ホームページを見ていただいてご意見をもらうというようなことになろうかと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） パブリックコメントぐらいはせめて予定するのかなと思っていたら、それは予定しないで、ただ今までの経過とか骨子案をホームページ上で公開するだけということでは本当がいいんでしょうか。

指針策定の目標、目的の中に、「総合計画で市民と協働によるまちづくりを基本理念の一つに掲げて、より全市民的な取り組みとして協働のまちづくりを進めていくために、市民とともに那須塩原市協働のまちづくり指針を策定する」というふうにあったはずですが、市民とともに策定するというふうにあったことを考えると、策定段階から広く市民を巻き込むことを考えるべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

毎月、策定委員会は開いていて、市民の代表の策定委員さんからは意見を伺って意見交換をしているんでしょうけれども、案ができればパブリックコメントもやらない。市民から意見を聞く、市民とともにつくるといった部分のところはどこにあるんでしょうか。私は、パブリックコメントをやったとしても、パブリックコメントだけではなくて直接市民の意見を聞くというような、例えば市民地域説明会とか、NPOから企業から、どんな団体でも団体の説明会を数多く開いて、そしてそこで多くの意見をもらう、それをまとめ上げていく、それが多くの市民の参画と言えるのではないかなと思いますけれども、今の点についてちょっとお考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 指針策定に伴うパブリックコメントですけれども、現段階では、骨子案の内容についてホームページに掲載というような考えであります。確かに議員さんのおっしゃるとおり、策定の段階で市民の皆さんがそれを手がければ、もうそれは大部分で指針の理解が得られるというふうには思います。策定の段階ではそういうことですが、策定後については、自治会やNPOや企業や各種団体の長さんと地域については、幅広く周知を図っていきたいというふう考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今のメンバーの方は重荷ではないですかね、そういうやり方をとったら。あと、6月策定の予定というふうにありますけれども、その期限を切っているという策定の予定というか、それをもうちょっと延ばしてもいいのではないかなというふうには私は思います。

策定段階で広く市民の意見を聞くことを行えば、部長みずから言いましたけれども、全市民への周知というものが容易にできるというメリットがあります。形式的にパブリックコメントをするよりも、ある意味、全市民的に説明会を開いたりということをしたほうが策定の目的にある市民とともに策定するということになると思いますので、その点をもう一度よくご検討くださいませ進めていただきたいと思います。ここでどうしろ、こうしろということは言いませんので、あとは少し委員さんたちと協議しながら、その辺のところもお考えください。

次の質問に移ります。

先ほど のところで幾つか挙げていただいた中で、今後修正の必要な課題について、先ほどの答弁では、缶の分別が2種類のリサイクルマーク、要するに丸くスチールとアルミと書いてある、それだけにしているのということだと思わすけれども、わかりにくいのでということを例題に挙げていましたけれども、それ以外の分別とか回収方法に問題があるというふうには私は思っています。そのほか、具体的に問題があるという分別とか回収方法をどのようにとらえているか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 問題点の件ですが、先ほど申し上げましたように、現在、議員おっしゃったように丸のスチールと三角のアルミ、この2つのリサイクルマークだけということでありまして、それ以外にもリサイクルマークがついているものがあります。それらについて実際に市民の方々からの声で、同じリサイクルではないかというふうなご指摘もありますので、その辺を十分考えていきたいと。

それ以外にということですが、先ほども申し上げましたが、ごみ袋の大きさについては、特に不燃ごみにあって、現在、中・小、30、20 というようなんですが、それよりもっと小さい袋が欲しいということな市民からの声がございます。そういったものについて今後検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、具体的に私のほうで話してしまいます。

今までに何度もあれしたけれどもという中の一つとして四角のマークのついたスチール缶というのはご認識しているようですが、そのほかにリサイクルできる金属というのがありますよね、不燃ごみのブルーの袋に入れている。その他の金属が埋め立てごみと一緒に有料の不燃ごみとして回収されて、回収後にわざわざ清掃センターで不燃物の中からまざった金属を取り出して、それを有償で売っているということになっているというのも、どこか矛盾しておりますよね。

あと、瓶とか発泡スチロールをパッカー車で回収していますね。その辺のところも問題です。瓶とか発泡スチロールをパッカー車で回収しているということはどんな問題があると認識しておりますか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 瓶においてパッカー車での回収ということになりますと、やはり破碎してしまうというのが大きな問題です。瓶については、やはりリサイクルというふうなことでも考えているんですが、今言ったように破碎してしまうというところで、余りリサイクルのほうが上がらないということはありません。

発泡スチロールについては、現在、各公民館のほうで白色トレーとか発泡スチロールについては拠点回収をしております、それらについてやはり資源化をしていく、リサイクルをしていくというふうなことでやっていますが、現実にはパッカー車にもそういったものが入ってきてしまうということがあるということは聞いております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 瓶は破碎して割れてしまうという部分もあるんですね。余りにも急傾斜な処理機が入っているものですから、瓶の入った破碎機が瓶を入れたまま清掃センターでぐーっと上がっていくと、それが途中でガタンとおりる。パッカー車でがちゃがちゃになる。その上に、センターのところが急傾斜なので袋のまま落ちてまた割れる。何箇所も割れる。最終的にその後、瓶は色別に手選別していくと思うんですけども、そのときに小さなものだと拾えない。ですから、拾えないのはどこへ行くか、最終処分場の埋め立てごみとして量がふえていく。今までそういうことはなかったんで、それが大きな問題だと最終処分場の延命につながる。

そしてあと発泡スチロールは、拠点回収だけにしておけばよかったのに、それぞれのステーションで回収する。それはパッカー車でやります。公民館とか市役所の拠点回収は今までどおりで大丈夫なんですけれども、パッカー車はつぶします。圧縮します。つぶれ過ぎてしまって、それが再利用というよりリサイクルにいいよすることができなくなるという問題になっています。その辺のところもきちんとらえておいてください。

ごみの分別とか回収方法について、きっとそのほかにも私が見えないようなもので現場で気がついているものがあると思いますので、検討委

員さんだけではなくて収集をしている業者さん、あと直接清掃センターで作業をしている方、そういう方の意見を十分に聞いて、抜本的にどういうふうにしたらいいかということを見直しされることを期待しまして、次の質問に移ります。

先ほどの答弁の中で幾つかあった福島大学の調査結果の中で、地下水の汚染状況の確認といった項目があったように聞こえたんですけども、産廃由来の汚染が確認できたということでしょうか。それとあと、地下水への影響の判断をと考えているんですけども、具体的に福島大学の水質調査の結果が何の対策に、どの規制法案に使えるものなのか、どういうふうに使えなものなのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 福島大の調査研究につきまして、先ほど申し上げましたように、このシミュレーションモデルについて水質調査の今後有効にどこでやったらいいかというような実施場所を選定、そういったものに活用、あるいは最終処分場の地下水への影響の判断材料ということで考えております。

具体的にシミュレーションモデルの件ですが、これについては、今まで地下水の調査をしながらモデルをつくってきたということで、今回、成果品という形で納品ということにはなりません。

このシミュレーションによって、先ほど申し上げましたように、例えばある井戸に流入する地下水について、どこからどのくらいの時間をかけてやってくるのかというような部分についてはそのモデル上でそういう再現が可能だというようなものであります。ということで、このモデルについては、汚染発生源になると考えられる場所をモデル上に設定して、そこから汚染が発した場合にど

のように汚染が動くのかというふうなことをシミュレートするということができるというような考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） その水質調査をして汚染調査をするとか、どこから汚染が来るのかをシミュレーションするということは私もわかるんですけども、産廃の立地規制の方策の中にどういうふうに生かせるのとか。今、予防条例をつくらうとしていますよね。その中にこの結果がどういうふうに生かせるのかお聞きしているので、その辺のところを聞かせてください。

それと、23年度に福島大学との契約は終了して市独自に今後は取り組んでいくというふうに解釈していいかも、あわせて聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） どのように生かせるかということにつきまして、まず今回、報告書の中でそれを載せてもらう考えでありますけれども、過日、市長のほうから国の要望の件でお話があったと思うんですが、そういった場合にでもこういった形で研究・調査を重ねて、我が市の状況はこうなんだというようなものにも活用ができるのかなというふうに思っております。

その後、来年度の関係ですが、先ほど申し上げましたように、福島大とは、不測の事態が生じれば担当の教授と連携をとりながら対応していくというふうなことはありますけれども、基本的には、23年度は今までの調査というものはなくなります。

そういった中で、市としては引き続き地下水の水質についてはやはり監視をしていくということから、そういう形で進めていくということであり

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 福島大学のほうの調査は終了するというので、ぜひ、立地規制方策の検討結果としてどういうものが出てくるのかと総括を年度末までにきちんと出していただくということを要求していただきたいと思います。

それとあわせて、庁内検討会議が出してきた立地規制方策、先ほど言いましたように産廃紛争予防条例というものを検討しているの、そこにはどういうふうにそれが活かされていくのかもあわせて、検討した結果を報告していただきたいと思います。

そして、総額で1,700万円かかりましたので、ぜひ環境課においては委託した事業の評価をしていただきたいというふうに思います。

それと、水質調査を今後も続けていくということですので、ぜひそれは市独自できちんとした考えのもと調査をしていていただきたいと思います。私のところにも相談として、揮発性の油が井戸水から出ていて、お風呂にくんだところに油分が浮いていて、すぐの時間帯で揮発してしまったので実際に保健所のほうにと思って調査を依頼したときにはもうなくなってしまったけれどもという事例が小結で起きていますので、ぜひその辺もあわせて行ってください。

次に のほうに移ります。

先ほど実際にこの23年度具体的に行われる事業の中で課題を挙げたところで、解決の見通しがある事業というのを先ほど7つ挙げてくれた中で、これはこうやったら課題が解決できるという見通しがある事業がありましたら聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 高齢の部分でございしますが、施設は全く整備しないというわけには

いかないの、そういった意味で地域密着型の各整備、これは15カ所ほど予定しているわけです。その整備とともに、先ほど答弁しましたとおり地域づくりということで、高齢者がふえるのも当然ふえるんですが、一方では元気な高齢者もふえてくるわけでございまして、そういった方々のマンパワーを活用しながら、また自治会、NPOのほうと連携を強めていって、第5期介護保険計画等も予定されておりますので、そちらのほうで地域包括支援センターも含めて充実していきたいというふうに思っております。

一方では、保育関係でございますが、代表質問等々でも出ましたように、地域の方々と一緒に保育施設のみでは賄い切れない部分での保育サービス等を行いつつ、また時間延長等については、保育の民営化を行っていききたいというふうに思っているところで、具体的にはそんなところでございます。

保健福祉部のサイドとしては以上でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまの質問は解決できるものということだと思んですが、先ほど廃食用油の関係で課題が企画部長のほうからありましたけれども、回収場所を拡大していきたいというふうなこと。

「ゆ～バス」については、現在、7路線24系統ありますけれども、そのうち乗車率が0.5を上回っているものが17ということではありますが、さらに乗車率を高めたいというふうなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 課題を挙げられても解決策、対策はなかなか挙げられないような事業ばかりですよ。その中で廃食用油の回収などは、

今やっているところから拠点回収を公民館に広げてみるとか、広げられるなというふうなのは予想がつかしました。

先ほど高齢対策課のほうの話のところ、私とちょっと認識が違う。施設をつくっても解決しない問題があるでしょうというふうに聞いたわけですので、施設をどれだけつくっても解決しないのは、在宅でどれだけ住み続けられるかという部分への支援をどういうふうにするかという視点がないので解決しないんです。在宅ではなくて施設に入りたくなくなってしまうんです。だから待機者がふえてしまうんです。

それで、本当に簡単な身近な生活の中でいえば、ひとり暮らしのお年寄りで足が不自由になってしまったから買い物に行けない、買い物難民。通院するのも介護度が低いと介護保険は使えない。でも連れていってくれる人がいない。それをやっているNPOもない。だから通院も思うようにできない。あと、ごみ出し一つとって、自分でごみステーションまで持っていくには、つえをついてそれを持っていくのはすごく不自由だ、できない。それをやってくれるところもない。そういう部分のところ、じゃほかの事業と一緒にしてごみステーションの管理をしている人のところに何らかの形で高齢者のごみを持っていくようなものをセットすればそれが解決できるのではないかと、そういうふう具体的に課題を挙げて具体的に決めていかなかったらこういうものはなかなか解決していきません。

ここで挙げました事業は23年度の事業ですので、事業実施の中で私も一緒に考えていくつもりでありますので、この再質問は終わりにいたします。

次に、2番目の質問、那須塩原市情報公開条例が産業廃棄物処理施設立地規制方策に与える影響についてお聞きいたします。

質問をするに当たり、生活環境影響調査報告書とかミニアセス書という言葉がちょっと長かったりして言いにくいので、略してアセスというふうに言いますことをお断りいたします。

那須塩原市情報公開条例は、市職員が運用する裁量権の範囲が明確ではありません。例えば、建築指導課の情報公開条例第10条1項の解釈がそれに該当いたします。

赤田の産廃の中間処理施設に関してアセスの開示請求をしましたところ、通常でしたら規程の15日以内に開示決定されるものが、建築指導課の解釈で、情報公開条例第10条を適用し、第三者である産廃業者に対して意見書の提出を与える手続を行うため、36日間の開示期間の延長となりました。そのことに対し異議申し立てをしましたが、裁量権の範囲とのことで棄却されました。第10条の規定で延長されたものは、その後開示まで2週間がそれに追加されますので、実際にアセスを開示して50日もたたないとアセスは開示されないという状態です。

同じアセスが県にも提出されていまして、県に対しても遅くはなったんですけれども開示請求を行いました。県は規程の2週間で開示決定をしました。もちろん、県は、第三者である産廃業者に意見書の提出を与える手続の規定を適用しませんでした。県まで出向かないで市に開示請求するほうが早いとした私の判断が裏目に出て、県より開示がおくれた上に、第三者である産廃業者に意見書の提出を与える手続を行うという奇策に出られまして、県の都市計画審議会に出す内容をチェックする機会まで奪われてしまいました。市の開示が行われるとわかった時点で県に対して開示請求しましたが、もう既に2週間の時間をロスしてしまいましたので、県の情報開示も結果的に間に合いませんでした。それでも後から開

示請求した県の情報のほうが市の開示請求より早く開示されております。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

赤田の産廃中間処理施設の24時間稼働への変更に関する建築基準法51条のただし書きの手續に伴うアセスの開示請求に対して情報公開条例第10条を適用した理由に、「第三者に関する情報が記載されているため」とありますが、第三者である産廃業者に関する情報とは何でしょうか。アセスのどこにそのような情報が記載されていると判断されたのでしょうか。

適用した理由に、「開示請求に係る『行政文書』に第三者に関する情報が記載されているため」とありますが、ここで言っている「行政文書」とは、赤田産廃の24時間稼働への変更に関する法51条のただし書きの手續に伴うアセスです。市民に開示する前に第三者に意見の提出を与えなくてはならないほどの情報であると判断された根拠は何でしょうか。

今後、産廃問題に取り組む上で情報の開示請求は不可欠です。今後も、情報公開条例第10条の規定を適用してすべて産廃業者の意見を求めるおつもりでしょうか。裁量権の範囲を明確にすべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上で2番目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 、 の生活環境影響調査報告書について、第三者に関する情報のご質問については関連しておりますので、一括してお答えいたします。

生活環境影響調査報告書については、建築基準法第51条ただし書き、許可の申請の際、関係図書として提出されたものです。報告書は、産廃処理施設の運転時間延長に伴う周辺地域の生活環境に

及ぼす影響について調査・分析を行ったものです。

開示に当たっては、市情報公開条例第10条第1項の規定に基づき、その内容すべてが第三者である事業所に関する情報であると判断し、事業所に意見の提出を求めたものでございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私から の情報公開条例第10条の産廃業者への適用についてお答えいたします。

産業廃棄物処理施設の設置等に関する文書につきましては、県から送付される文書として、事業計画書、事前協議書、許可申請書、生活環境影響調査書などがあります。

また、この文書以外にも市で作成する文書や受領する文書がありますが、これらの文書の開示に関しては、今後も、情報公開条例の規定に基づき実施してまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、 、 、 と分けてまとめて再質問いたします。

先ほどの答弁で、51条の関係図書として添付されたアセスだということで、その内容すべてが事業者の情報だと判断したということで、つまり、アセスは業者が調査したものであるから事業者の情報というふうに解釈したというふうに理解していいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど答弁したとおり、51条ただし書き、許可の申請の必要書類の中にはないということで、市長が必要と認める書類ということで、行政機関の要請により特定目的以外に使用しないという部分で求めた行政文書であるということで、報告書そのものすべてがそういうこ

とであるということで第三者照会を行ったという解釈になります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 手続で関係書類として添付されたものはどういう条件で収集したのか、もう一度聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 環境アセスメント結果報告書については、一応、廃掃法の中で調査しなければならぬというふうな報告書になっておりますので、51条においてもその結果を見たいということで、先ほど言いましたように、行政指導のもとに求めた文書であるということでございます。

県との違いですけれども、県の廃掃法でいきますと、それは許可申請のときに添付しなくてはならないということになります。廃掃法施行令第7条2号で、乾燥施設に関する環境アセスは縦覧にかけなくてもよい書類ということになっております。そういうことで、それは縦覧をしていないということになりますので、公表されていない文書という形になります。ですから、県と市との取り扱いは違うという形になります。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時に会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、先ほどの続きで、

ここで行政文書とはということで、私は、行政文書とは、先ほど建設部長がお答えになっていたように何によって集めたかではなくて、行政機関の職員が職務上作成して、または取得したそういう文書であると、当該行政機関が保有していると、単純に言うところのことですので、先ほどの行政指導によって求めた書類だから行政文書ではないという解釈はできないと思うんですけども、その辺のところを、情報公開条例を所管するところの見解をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 情報公開条例につきましては総務部所管でございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

本市の情報公開条例の第2条に定義ということなことで、第2項に行政文書の定義がございます。ちょっと長くなりますけれども、読ませていただきます。「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び磁氣的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」ということで、新聞であるとか学術研究用の資料であるとか、そういったものは除かれるというようなことで定義がされております。

先ほどのお話の中で、行政文書なのかどうかということについては、行政文書であるというふうな判断をいたします。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 間違いない判断をしていただいているので、ちょっと安心しました。

では、再質問の続きをいたします。

情報公開条例の10条1項を適用して、アセスはすべて事業者の情報であるからということで意見

書の提出を求めました。それについて、事業者からアセスの開示に関して意見書は何かありましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 行政文書関係ですけれども、先ほどから私のほうは行政指導による行政文書であるということで申し述べております。

それと、東武商事からの意見書につきましては、意見がありまして、大枠でいいますと、個人情報保護法並びに市の情報公開条例その他関係法令において不開示情報と判断すべきものについては不開示でお願いしたいということでありまして。そのほか細かく13項目、関係者の氏名とか生年月日とか個人情報とかそういうことが出ております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もう一度言いますけれども、私は情報公開について質問しましたけれども、今回は51条ただし書きの手續に添付されたアセスについてだけ聞いておりますので、それだけで答えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） ただいま申し上げたのは、アセスというが生活環境影響評価報告書に対する向こうの意見書です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、また聞き直します。アセスにそういうように該当するような情報が入っていると認識しましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） その意見書に基づいてうちのほうで調査した結果、含まれていないということで情報の開示を行っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もともと、個人情報に関するようなことが書いてあるようなアセスというのはほとんどありません。それをわざわざ出したということで今回問題にしているわけですが、情報公開条例を策定した執行機関、要するに情報公開を担当する部署の方に基本的なことをお聞きいたします。この情報公開条例10条はどのような趣旨で条例に盛り込んだのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 第10条については第三者保護に関する手續という形で規定をしております。その中では、請求者以外の者の情報が記録されている場合には、「実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与え」ということで、任意的な意見聴取という定義をしているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ここで任意的な意見提出ができるという機会を与えているところの趣旨、どういうことを想定してこの条文が入っているかという趣旨を理解して条文というのは普通つくるんですね。今言われたのは条文に書いてある内容ですので、どういうことをこの条文で行おうとしてこの条文を入れたかという趣旨を説明してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 任意的意見聴取ということについてでございますが、これについては、情報公開法の解釈として常に不開示するのか否か

という判断については、それぞれの行政機関の長がみずから常に的確に行うことができる保証はない。第三者の意見を徴することによって誤った判断を回避する可能性が高くなる。例えば行政機関の長から見れば取るに足らないような情報であっても、開示しても情報提供者である法人との競争上の地位を害するおそれがないと判断したと。ところが、その情報は貴重な営業上の機密であり、そのことが当該業界の者にとって容易に判断し得る立場にあった。しかし、その一環として第三者から意見を聴取することは意義のあることだということでもありますので、常に市長がそれが該当するかどうかということについて判断することは難しいので、任意的な意見聴取をすることが認められているというところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、部長がお答えになったのは国が法律でということで、割と消費者問題などの情報公開のときに関係してくることが多いというふうに思います。

市で市の情報公開のときに、この任意規定のところでの、別に1項、2項がありますけれども、1項だけということではないんですけれども、要するに、第三者に意見提出の機会を与える条項は他の自治体でも多く持っているというより、ほとんどのところが入っております。国の法律にも入っています。多くの自治体はその解釈をあわせてきちんと載せているんですね。うちはそういう載せ方をしていないんですけれども、その載せているところを読みますと、「開示することにより不利益を与えることが考えられるから、その権利・利益を保護するために意見書提出の機会の付与等の措置について定めるものであると解釈される」というふうにあります。つまり、不利益を与えることが考えられる場合に意見書提出の機会を与え

られるわけです。先ほどの法人の競争に何か不利益を与えるのではないかと、そこです。

ですから、このアセスに不利益を与えることが考えられる情報が含まれるというふうにお考えだったかどうか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） その内容についてはなくて、この環境アセスメントについては、建築基準法施行細則において提出する義務が課せられていない報告書であると。したがって、行政機関の指導によって提出された文書であると。それは特定の行政目的以外は使用しないというような、開示をするというふうなことで提出を願っているわけではありませんで、情報公開条例6条3号1項によって不開示のものであるから第三者の意見を聞くということで、今回はそういうことを行っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 行政指導によって求めた書類のところ、これは公開されることはないというようなことわりを一々して集めた文書だということなんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 公開をするということで求めてはないということで、51条ただし書きの部分で参考にしてそれを見るということで提出になっていますので、それはおのずと公開しないということになります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） おのずと公開しないということになるのか、公開はしないというふうに明言して集めたのか、どっちなのかはつきり聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 公開する、しないという事で求めています。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） でしたら、それは行政文書ですよね。行政指導によって求めた書類であろうが、どちらであろうが、それは先ほど総務部長が答弁したように行政文書なんです。ですから、行政文書だからということでそれを公開しないんだという判断はできません。

次に進めますけれども、ということは、そのアセスの中に不利益を与えることが考えられる情報が含まれていようがいまいが、というより含まれていないという認識があって、第三者からの意見を求めるということをしたのですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど来説明しておりますように、行政指導による行政文書ということで取り扱っております、それは情報公開をしますよということで扱っているわけではないということで、中身がどうのこうのではありません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 行政指導によって求めた書類であろうが何であろうが行政文書です。行政文書は情報公開の対象になります。それを公開するかしないかはその後で判断するということになるんです。ですから、そのときにその次の段階にもう行っているんです。行政文書であるということ的前提に私は話をしているので、話を進めてください。

そのときに不利益を与えることが考えられる情報が含まれているとか含まれていないとかではなくて、第三者に意見を求めたということで、単純

に意見提出の機会を与えたというふうな形になっていると解釈してよろしいでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほど来言っておりますように、行政指導による行政文書ということで取り扱っております、ですから、当然中身ではなくて文書そのものが法に基づく提出文書ではないということでもありますので、第三者の意見を聞いて公開する、しないというのを判断するというのが当然だと思います。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 情報公開条例とか法の解釈とかということをもう一度行政職員にきちんとやっていただきたいなというやりとりをしておりますけれども、情報公開法にも同様の規定がありますよね。その法解説の一つに、「安易に第三者に意見書照会をすることになれば開示決定が大変おくれることになりかねません。第三者の権利侵害が具体的に予測される場合に限定すべきでしょう」との見解が出ております。

県の条例も同様の条項は持っています。ですから、県は第三者の権利侵害が具体的に予想される場合であっても、それが権利侵害に当たる部分はどこかということをお県がみずから判断できるんですね。できて、そこの部分を伏せて、それで一部非開示で公開する。

今回だって、個人情報に抵触するようなものがあつたら非開示にしてくださいという一般論でしか意見書は来なかったわけじゃないですか。ここは非開示にしてくださいと言ってきたわけではありませんので、職員が全部それを判断したわけで、最終的に出されたのは何の伏せる部分もなく全部開示されております。全部開示されるような情報を、検討もしないで先に第三者の意見を聞くとい

う手続をとるということは、さっきの法の解釈の中で安易に第三者に意見照会をすることになって、開示決定をおくらせたという事例にしかありません。

このアセスに至っては、第三者の権利侵害が具体的に予測される部分があったようなアセスは、私は今まで見たことがありません。ですから、県の開示でもアセスはすべて開示になります。この間、縦覧されていたアセスもそうだったと思います。これは焼却炉に対してのアセスだったと思うんですけども、それも伏せて開示しなければならないような内容はあります。

もうここを建設部長に聞いてもらちが明かないでしょう、認識が違うので。情報公開条例に意見書を提出する機会を与えることができるというふうに条項であっても、担当課の職員の自由裁量に任せて、担当部長の決裁があるからといって、何でもいいという条項ではないというふうに私は思います。特に第三者の権利侵害が具体的に予測されていないものまで、全然それを見ないで、10条の規定に該当させて第三者に意見聴取の機会を与える、そもそも第10条の規定に該当しないようなアセスをするという、こういうことをやっている行政の仕事のやり方は、私はある意味、どこか直さなければならない部分があってもいいのではないかなと思います。

解釈を統一するというので、情報公開条例の第三者に意見照会を行うという部分の明快な趣旨を、なぜこの項目が条例の中に入っているのかというところを、もう一度総務部長のほうから答弁していただけないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 任意的意見聴取の件だということでお話をいたしますけれども、先ほど

から言っておりますように、本来は市長が判断するに当たっていつでも適切な判断ができるかということになると難しい問題もありますし、常にそういう危険をはらんでいるということもありますので、この条項を設けたということでありまして、安易に何でも第三者の意見を聞くということではないことは議員もご案内のとおりだというふうに思っております。

最終的にそれぞれの部署で開示するかしないかというような判断をするわけでございますけれども、その判断をするに当たっては、情報公開の担当であります総務課のほうに協議という形で上がってまいります。そのときに、もしこれまでの取り扱いと違っていると、内容的にほかの部署との違いがあるとか、そういった場合については、当然、判断は担当部署でありますけれども、総務部としての意見をつけて、できることであれば調整はしていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もう一度、特定行政庁として建築基準法51条ただし書きの事前協議手続で添付されたアセスというのは那須塩原市が事業を行うために収集した行政情報と認識できるものなのかできないものなのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 環境アセスの報告書については、法に基づく行政文書ではなく行政指導による行政文書であるというふうな解釈になります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最終的にそれは情報公開で私も求めまして、開示になりました。一つも伏せるところがなく、個人の情報になるとか不利

益をこうむるような情報はなく、全部開示にされているような情報です。

そういう情報を、実際に那須塩原市には産廃が過度に集中しております。これ以上産廃は要らないという立場で活動をする上で、これからも産廃の設置に関してアセスを確認する必要が出てくるというときに、そのアセスは議員が情報公開でこんなに苦労して請求して確認しなければならないような情報であるか。このアセスについてどのようなものなのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 51条ただし書きの許可申請については、法令等によって縦覧されているものについては即座に公表されるというような解釈になると思います。したがって、今回のようにあくまでも行政指導による行政文書というふうな解釈になれば、今回のような手続が必要になると考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 相変わらず、行政指導による文書であろうが普通の文書であろうが情報公開でいう行政文書にしかっていないということがまだおわかりになっていない部長さんがいらっしゃるんですけども、それはどちらで集めたからということではなくても、すべて那須塩原市の行政文書なんです。それを開示請求すれば出てくるような資料なんです。

私は、たまたまこの間、都計審に出すのにアセスを参考にして都計審にかけたという説明があったので、だったら、私もそれが正しいかどうか、本当にそれでいいのかということを議員として素通りさせてはいけない、チェックしなければいけないと思ったから見たかっただけで、見て都計審に出した内容が正しければそれで私はチェック機

能を果たすという、ただ疑問を持ったのに見ないで確認もしないで、都計審に出すということをしてたくなかったからこんなに私は聞いているわけです。市が独自に開示できるもの、判断できるものでさえも議員に情報提供がされていないというのが那須塩原市の状況で、ただ、この問題は情報公開の中でやっていくと情報公開の範疇にとどまらなくなってしまうので、もう時間もなくなりましたので次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、分権時代にふさわしい開かれた行政、開かれた議会、二元代表制の首長と議会についてお聞きいたします。

分権時代にふさわしい開かれた議会となるべく、那須塩原市議会は議会情報の公開が進んでいます。常任委員会、全員協議会等の公開、ホームページの開設、会議録、政務調査費の公開は合併当初から、その後、本会議のインターネットでのライブ、議会だよりでの各議員の採決結果公表と、できることは議会みずから積極的に進めてきました。今後、議会活性化委員会の検討を経て、いずれ議会報告会の開催とか議会基本条例が制定されることでしょう。

そこでお聞きいたします。

開かれた行政にふさわしい情報公開のあり方、市民との協働には不可欠な情報の共有の考え方について市長の見解を伺います。

分権改革による機関委任事務制度の全面廃止で、自治体が処理する事務に関して原則として議会の権限が及び、地方議会が初めて全面的に住民の代表機関として認められるようになりました。もちろん市長も同様に、二元代表制のもと直接住民に選ばれていますので、民意を反映していることでしょう。また、委任された事務は議会とは関係ないと今まで執行されていた状態が解消されました。そこで議会の政策発案や審議機能は強化さ

れ、執行機関である市長に対する監視・牽制・批判機能の重要性が増すことになりました。

しかし、監視するにも牽制するにも批判するにもその根拠がなくではありません。そのため、執行機関と同様の情報を持って監視・牽制・批判機能を行わせ、行政の軌道を修正しなくてはなりません。相互に独立した首長と議会が対等協力の関係の中で抑制し合い、そのバランスの上に行政を運営していくことが求められています。これが二元代表制の首長と議会は車の両輪と言われるゆえんです。議会が監視・牽制・批判機能を行わせるのに必要なものは何だと理解していますか。

執行機関として自治基本条例の制定の考えをお持ちか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 3の分権時代にふさわしい開かれた行政、開かれた議会、二元代表制の首長と議会についての 、 、 は関連しておりますので、あわせてお答えをいたします。

まず、情報公開や市民との協働には不可欠な情報の共有の考え方ですが、現在、本市においては、市民と行政が協働でまちづくりを進めるための基本的な方針となる協働のまちづくり指針を策定しているところですが、市民の皆様とともにまちづくりを進めていくためには共通の認識に立つ必要があります。そのためには情報の共有は欠かせないと考えております。

次に、二元代表制のもと議会が監視・牽制・批判機能を行わせるのに必要なものは何だと理解しているかについてですが、議会と首長がともに住民の直接選挙で選ばれ、住民を代表する対等の機関として相互に抑制し、均衡を図ることが期待されていると理解しており、そのため、今後も情報の共有化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、自治基本条例の制定の考え方についてお答えします。

自治基本条例は、自治体運営の基本理念や市民と行政の協働のまちづくりに必要な考え方や仕組みづくりなどを定めるものですが、市民参加のあり方や市民と行政の役割分担など、相互の共通理解や十分な合意形成が必要であると考えます。そのため、まず優先すべきは協働のまちづくりに対する住民意識の熟成であり、協働のまちづくり指針策定後はこれを全市民に周知するなどして、協働のまちづくりの土壌づくり、基盤づくりを進めたいと考えております。

したがって、このような協働のまちづくりを進める中で自治基本条例をさらに調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 議会と首長は対等であるというふうにおっしゃって来ていましたので、ちょっと安心しました。その前に、市民とともにまちづくりするには共通の認識を持つんだ、だから情報の共有は欠かせないというふうに明快にお答えになっております。

私は、常々、情報なくして参画なしというふうに言っています。市民とともにまちづくりをする市民参画には情報の共有というのは不可欠です。そこは明快な答弁がありましたので、目指すべきあり方、姿というのと総意は私もそれでいいと思いますので、この点はもう再質問なしで、のほうから再質問いたします。

先ほど、議会と首長、要するに市長は対等の機関であるということもお認めになっていたし、そのために情報の共有化に努めるというふうにもおっしゃってました。じゃ、さて那須塩原市では議会が監視・牽制・批判機能を行わせるに足りる

情報を開示しているというふうな認識はございますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 十分に情報を開示しているかというようなことですが、まず、情報の公開制度に基づいて情報を公開していると、また、市政情報については広報紙、ホームページ等でお知らせをしている、また、審議会等の会議の公開でやはり情報を提供している、このように思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私が求めているのはそのぐらいのものではなくて、監視・牽制・批判機能を行行使するために必要に足る情報で、その情報というのは、圧倒的に平等だと言っているながらも執行機関が持っていますね。批判されたくないという執行機関が議員に情報を出さないことがまかり通ってしまえば、二元代表制の形骸化につながります。こういう点はどのようにお考えですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 情報の共有ですが、先ほど私が申し上げた点で情報公開をしているところですが、それで十分というか、市民の皆様から見ると公表してほしい情報というのもあるとは思いますが、それは必要に応じて私のほうでは提供していきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 先ほどの質問でも明らかになったように、職員の中には情報公開条例の解釈にすごくぶれがありまして、それが適切な判断でないのではないかというふうに疑問に思うよ

うな判断で、議員に情報を提供することをおくらせるということも行われています。市長が本当に議会と首長は対等の機関で互いに抑制し合い、均衡を図ることを理解して情報を共有化しようとするなら、この状況をぜひ是正してください。

最後に、自治基本条例に関して少し述べたいと思います。

私は、市長主導で形だけ基本条例をつくってほしいとは思っておりません。ですから、自治基本条例を軽々しくつくりますというふうには先ほどおっしゃらなかった。要するに、協働のまちづくりの指針を策定して、市民に周知をして、土壌づくりとか基盤づくりをして、そしてその中で自治基本条例を研究していくというようなことを言っていたかと思うんですが、先ほどの自治基本条例をどういうふうにしたいのかという部分についても一度聞かせていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 自治基本条例の考え方ですが、先進地の事例を見ましても、情報の共有あるいは協働というようなものが書かれております。私のほうとしましては、現在、協働のまちづくりの指針を作成しております。そういうことで、市民の皆様の関心の高まりあるいは機運の高まりをもって自治基本条例の調査研究を今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 市民との論議を十分に積み重ねて、自分たちのまちの自治をどうつくり上げたらよいのかとか、市民が主体的に考える状態まで市民の成熟、先ほどおっしゃったように市民の関心とか高まり、市民の成熟を促す努力をさらにしていただけて、その結果、自治基本

条例に到達する、そういうことを願って、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

東 泉 富士夫 君

議長（君島一郎君） 次に、25番、東泉富士夫君。  
25番（東泉富士夫君） 公明クラブ、議席番号25番、東泉富士夫でございます。

市政一般質問を行います。

1、道路拡幅と下水道整備について。

市道三区町142号線周辺は年々住宅がふえ続けている。この道路周辺は分譲地の空き地も多い。一帯は山林も多く、さらに宅地開発が進んでいくものと思う。将来的には一大住宅街になっていく要素を持っている。しかし、現状では道路も狭く下水道も整備されていない。今後の発展を考えると重要な課題であり、地域住民の要望であります。本市の考えを伺います。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 1の市道三区町142号線の拡幅と下水道整備についてお答えします。

市道三区町142号線につきましては、国道4号から三区町下大貫1号線までの路線で、延長が約2,100mと長く、道路幅員が3.6mから5mの道路で、沿線には分譲地等があることは承知しております。しかし、本路線は交通量も多くなく、道路整備基本計画の中で整備路線として位置づけされていないことから道路の整備予定がないので、今後も、道路の修繕に努めてまいりたいと考えております。

また、下水道の整備についてですが、本路線周辺の地区は本年度策定的那須塩原市生活排水処理基本構想において合併処理浄化槽による戸別処理の地域となっております。したがって、下水道の整備は行いません。

以上です。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ご答弁ありがとうございます。

本市が道路拡幅や下水道整備について中長期的な計画の中で進められていることは承知をしているところでございます。そうした中で、新興住宅街の発展を考えますと、住宅が道路沿いに建ってしまうから道路の拡幅整備をしたいと思っても、地権者の同意や費用の面で大変難しい状況になってしまうと思います。しかし、現在であれば道路沿いに建っている住宅はまだ少ないわけでありますので、先行投資といった意味合いから考えれば比較的容易にできるものと考えますが、この点どのようにお考えかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 先ほども答弁しましたように、交通量的に言えば多くない。それと、約50mとか60mの範囲で横道というかその道路もあるということで、それと現在の道路幅員でいけば5mというところは開発分譲でできたところで、現在でいえば、開発する場合には一応6mというのがありまして、現道の中心から片側でいえば3mというのがありますので、当然そこをセットバックしなければ開発できないということになりますので、5mの区間については大体そういうことでセットバックしていると。現状で3.6m付近については開発が及んでいない部分ですので、そういうことで市としては、現状でいけば交通に支障

のないように樹木とかそういう支障のある部分の修理とか道路が壊れていれば道路の修繕とか、そういうことで今後もやっていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ご答弁ありがとうございます。現状の状況の中でできる範囲で支障のないようにやっていきたいというようなご答弁かと思えます。

いずれにしても、先ほども申しましたように、この道路周辺には、大変広大な分譲地もたくさんあります。また、広い山林等、今後住宅が開発されるであろうという要素も持っております。そういった意味では、私は、先ほど申し上げましたように、これから恐らく住宅もだんだんふえていくと思います。先行投資といったような意味で、今すぐということはなかなか難しいと思えますけれども、今後、この点につきましては十分研究・検討を前向きにお願いをしたいと、このように思うわけであります。

それから、今、部長からも、できる範囲から整備をできるだけ現状でしていきたいというようなお話もございました。この142号線は、多くの枝線によって、その中に住宅がたくさんありまして成り立っているわけでございますが、最近、この地域住民の皆さんからしますと、以前にも私はたしか要望してあると思えますが、なかなか進んでいないのかなと思えますけれども、その枝線と142号線の取り付け部分がかなり、相当の箇所が舗装が崩れているというか、取り付け部分が片方は砂利ですから、その辺が大分多く見受けられます。地域住民から、ぜひその辺も整備をしてもらいたいと、このような要望がございます。この点についてお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 修繕箇所があれば当然修繕していく形になりますので、現地調査をしてそういう箇所については修繕していくということで考えております。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の項目に移ります。

## 2、丁字路の交差点改良について。

県道折戸西那須野線と関谷横林線の取り付け部分は大変狭く、交通量の多い時間帯は交互通行しているのが現状であります。近年は交通量も多くなり、スピードも出ているため危険を感じることもあります。取り付け部分の関谷横林線の拡幅が可能であれば、交通の安全とともに利便性が高まります。丁字路の交差点改良は地域住民の要望であります。本市の考えを伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 25番、東泉富士夫君議員の市政一般質問の2の丁字路の交差点改良についてお答えをいたします。

県道折戸西那須野線と市道関谷横林線の交差点の改良につきましては、旧塩原町の土地に交差点を含めた拡幅改良の計画がありましたが、地権者の同意が得られず改良を断念した経緯がございます。しかし、本路線は関谷地区と横林地区を結ぶ主要な道路として位置づけをされており、今年度も歩道の修繕を行っております。

このような状況の中で、ことしの2月に交差点に面した地権者から道路用地の協力の話があり、条件等の協議を現在進めておるところです。交差点の改良につきましては、用地の問題や水路の問題など関係機関との同意が得られれば検討してい

きたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 25番、東泉富士夫君。

25番（東泉富士夫君） 大変前向きなご答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。一日も早くその方向でいくように期待をしているところでございます。

なお、この丁字路交差点が拡幅可能になれば、現在、児童生徒が、たしか十数名ぐらいたと思いますけれども、朝のみ、そういう道路状況から見て農道といいますかあぜ道を通して横林小学校に通学している状況でございます。下校のときは県道、そして市道を通っているんだと思いますけれども、この取りつけ口が拡幅可能になれば、やはり児童生徒も登下校ともに市道、県道と、こういう方向になると思いますので、ぜひともこの拡幅ができることを願っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、25番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

岡 本 真 芳 君

議長（君島一郎君） 次に、8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 議席番号8番、那須塩原21、岡本真芳でございます。

やっと最後の一般質問となりました。終わりよければすべてよしとなるかどうかかわからないんですけども、一生懸命頑張りますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をいたします。

1、通学路整備について。

小中学生が学校に通う道路は安全であるということが最重要条件であると思われるが、東小学校の周辺は、歩道の整備が十分でないばかりか、道幅も狭い上、自動車交通量も大変多く危険と背中合わせで通学しているのが実態であることから、次のことをお伺いいたします。

市道扇町786号線の整備事業についての概要と進捗状況並びに歩行者専用道路等、地域住民からの要望への対応について当局の考え方をお伺いいたします。

市道扇町786号線の整備にあわせ接続道路の横断歩道や歩道アクセスはどのように考えているのかお伺いいたします。

市道N222号線の歩道整備事業の考え方、概要をお伺いします。また、スクールゾーンの指定についてもお伺いいたします。

平成23年度当初予算に計上されている市道N224号線の整備事業についての概要をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 通学路整備事業について順次お答えします。

まず初めに、の市道扇町786号線整備の概要と進捗状況、地域住民からの要望への対応についてお答えします。

この路線は、まちづくり交付金事業として、都市再生整備計画に基づき回遊路軸の一つとして整備するもので、歩道整備事業として実施するものではありません。概要は、全線延長が115.7m、幅員が9mの計画であり、進捗状況は、今年度用地買収が完了し、工事着手については平成24年度を予定しています。

また、歩行者専用道路等地域住民からの要望につきましては、災害時や学校行事における大型バス等の出入りの際の利用、市道扇町太夫塚222号線からの自動車の円滑な排除等を考慮して、歩行者専用道路ではなく歩道の幅員を広くすることといたしました。

次に、の接続道路の横断歩道や歩道アクセスについてお答えします。

市道扇町786号線の起終点に横断歩道を設置することで、市道南町五軒町線の既設歩道と市道扇町太夫塚222号線の東小学校内歩道が接続するため、歩行者の安全が確保されるものと考えております。

次に、の市道扇町太夫塚222号線の歩道整備についてお答えします。

市道扇町太夫塚222号線の歩道整備につきましては、東小学校児童の通学時における安全確保の観点から、国のきめ細かな交付金事業により、小学校の敷地を利用して歩道整備を行うものであります。

歩道整備の概要につきましては、整備延長が約120m、歩道幅員が1.6mから1.8mで、歩道と車道の境界には歩行者の安全確保のためのさくを設置します。整備に要する費用は約950万円で、4月末ごろまでには工事が完了する見込みとなっております。

また、小関整形外科からミドリヤ輪店までの区間で未整備の箇所につきましては、地権者の協力が得られれば整備について検討したいと考えております。

次に、スクールゾーンの指定についてお答えします。スクールゾーンには、一般的に、小学校を中心としておおむね500mの範囲を面的に指定する方法と学校付近の道路を線的に指定する方法があり、栃木県においては線的に指定する方法がと

られると聞いております。市道扇町太夫塚222号線では30kmの速度規制が現在も行われておりますが、通学時間帯に車の進入を排除するなど、もっと強力な規制を行うためには地元の合意形成が必要であると考えております。

次に、の太夫塚224号線の整備概要についてお答えします。

ご質問の箇所につきましては、市道扇町太夫塚222号線と市道扇町太夫塚225号線間の道路で、道路幅員が4mと狭いことから車のすれ違いや歩行者の通行が困難となっております。このようなことから、これらの問題を解消するため、現在、道路に隣接する畑の部分約35mの区間について、道路幅を8.5mに拡幅し、2mの歩道を設置する予定となっております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 了解いたしました。

それでは、私は今回、東小学校の通学路という観点からご質問をさせていただいておりますので、教育部局にお伺いしたいんですけども、東小学校は町の真ん中に、いわゆる中心市街地に位置しているわけなんですけれども、周辺の道路は小学生の通学路として安全が担保されていると認識されているかどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） ご質問でございますが、現在まで東小学校で大きな交通事故の報告等はありませんが、雨の日や日没の早い冬季の期間等は送迎の車等で混雑したりしまして、学校でも、また教育委員会当局としましても、子どもの交通事故に対しては憂慮しているところが現状でございます。

毎年、市PTA連絡協議会の折の教育懇談会の

ときには、東小学校から周辺地域の通学路の整備ということで要望も出されておりますので、今回このように漸次できてきているということは非常に心休まるころだと、こんなふうな考えであります。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ただいま教育長のご答弁をいただきました中で大きな事故が起きていないというところがありましたけれども、これは当然、保護者が送り迎えをしたりとか、また児童たちがきちんと並んで登下校しているという部分もあるんですけども、それにあわせて、地域のボランティアの方々も朝夕の登下校のとき、特に低学年の子どもたちが登下校のときはしっかりとついて歩いていただいている。これが大きな事故に結びついていない大きな要因だと私は考えておるところでございます。

そしてまた、市のPTA連絡協議会から要望があったということですが、私も実は東小学校でPTA会長をやっておりましたので、その要望を出した張本人なんですけれども、もう再三再四出していたんですね。私は、東小学校で長男から一番下の次男まで16年ぐらいPTAの役員をやっておりました。毎年同じことを要望していたんです。通学路を何とかしてください、歩道を何とかしてください、いつか大変なことになりますよということずっと言っていたんですけども、住宅密集地ですので、拡幅や歩道の整備は大変困難なエリアであるということは認識しております。

そこで、786号線は通学路とか歩道の整備という観点ではないと、回遊路ということだったんですけども、ここは、先ほど来申し上げていますように、通学路としては危険だということで苦渋の選択でもあったんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 一応、まちづくり交付金事業ということで、地域の方が駅や商店街に歩いていけるという、そういうのをコンセプトにしてやっております。その中で786号については、小学校のほうの方が歩いて動線をつないでいけば駅とか商店街に行けるというコンセプトの中でこの道路を整備しようということで、できた道路でございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 786号線に関しましては、まちづくり交付金を使つての整備事業だということで了解をいたしました。この道路整備に関しまして、昨年の11月だったでしょうか、当の結社内で説明会が西那須野公民館で開催されたと思うんですけども、そのときの参加人数はどのぐらいで、どんな説明をしてとか、あとはどのような意見が出ていたのかお示しいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 8月25日の自治会の申し入れによる回答説明会というのをやっていますが、それについては、コミュニティーの車座談議の座長さん、それと運営委員会の会長さん、それと五軒町自治会長さん、太夫塚自治会長さん、北二ツ室の自治会長さん、それと議員さん3名が

出席して、申し入れへの回答ということで申し入れ、については一応5項目ありまして、事業実施の経過の説明ということで、先ほど申しましたようなまちづくり交付金事業で行うというふうな形の説明をしております。

もう一つは、自治会のへ説明がなかったということで、それについては、株式会社まちづくり西那須野とまちづくり交付金の前期事業の事後評価委員というのがありまして、そういう中に商店会とか自治会長さんの代表も入っておいりましたので、そういうところで何度も説明はしていますよというふうな回答をしております。

3番目には、扇町太夫塚222号線については交通量がよりふえて危険であるということでの申し入れがありまして、これについては、中央通りができたということで、交通量についてはそちらのほうへ行っているということでもふえてはいないというふうな回答で、それと、現在やっています222号線の東小学校地内の歩道整備についても検討して設置するというふうな回答をしております。

4番目については、扇町太夫塚222号線と太夫塚224号線、扇町327号線のほうに歩道の整備を優先してくれというふうな申し入れでございました。これについては、先ほど言いましたように786号線についてはまちづくり交付金事業の中でやっているもので、224号とか327号については、現況では建物等があるので、その整備予定はないと。太夫塚222号線については、小学校へつくるということで回答しております。

5番目については、委託を中断して事業を凍結してくれというふうな申し入れがありました。これについては、先ほど来言っていますように、歩道整備ではなくてまちづくり交付金事業の中でやっているもので、それは中断はできないし凍結もできないというふうな回答をしております。

その後、質疑応答の中で、地元のほうからやはり222号線を整備してから786号をやってくれということでの応答がありまして、現在はそれは222号線を優先してやっているというふうな状況でございます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 説明会での内容はよくわかりました。当然、凍結なんかはできないわけなんですけれども、ここで、平成22年度の3月の補正でこの786号線の事業に関して減額になっているかと思うんですが、この減額になっている理由をご説明いただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 22年度につきましては用地買収ということでありまして、当初の買収単価は5万円を予定しておりましたけれども、2万8千幾らということで、それで用地買収ができたということで、その分の減額になっております。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 了解いたしました。

この786号線に関しましては、地元の自治会のほうからいろいろな意見が出ておりましたけれども、もう222号線に関しては着工しておりますし、786号線も随時それにあわせて整備していくということで、もう凍結も何もできないわけなんですけれども、ほんのわずかな見解の違いといいますが、ボタンのかけ違えて反対の意見が出てきてしまったりということになっていると思いますので、今後におきましては、事前に地元の自治会長なり地域のの方々に対話して、また説明会を開くことをして、丁寧な説明をしながら進めていただくのが理想的な姿かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、太夫塚N224号線と国道400号バイパス、

ちょうど歩道橋のかかっている交差点なんですけれども、ここは非常に危険だと私は認識しておるんですけれども、ここの交通状況の調査等は実施されたのかどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（田代哲夫君） 交通量調査については、多分、特にはやっていないかと思えます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 実は私もあそこはよく通るところなんですけれども、押しボタン式の信号があるんですが、朝夕のラッシュ時は、あそこは当然真っすぐで、片側2車線で高速道路と勘違いするような立派な道路ですのですごく皆さん飛ばすんですが、あそこを渡るときは本当に命がけになってくるわけなんです。ですので、224号線を横断するときまたは400号バイパスに出るときには、あそこで当然一時停止しているんですけれどもそこに400号バイパスから入ってこようとする車がいると大変な渋滞になるんです。ですから、そこから辺の交通状況の調査をぜひ一度していただきたいと思っております。

道路整備に関しましては、あの地域は住宅密集地ですので、大変なんですけれども、先ほど私は申し上げていますが、東小学校周辺の道路を何とか整備してくださいということを訴え続けて、50年来、半世紀にも及んで熱望して、また課題だったわけなんですけれども、今回この786号または222号の整備が始まるということは、あの地域にとっては待ち望んでいた大きな第一歩を踏み出したということになると思っております。今後、子どもたちや地域の安心・安全のためにさらに調査研究を重ねていただいてまた道路整備を推進していただきたいと、これを要望して、この1問目を終わらせていただきます。

次に、2、市営駐車場運営についてであります。

西那須野地区中心市街地活性化計画の目玉事業の一つである旧とりせん跡地に設置されたそすいスクエアアクアスには隣接して市営の駐車場があるが、その利用状況をお伺いします。

そすいスクエアアクアスの設置当初の目的はどのようなものだったのかお伺いいたします。

1時間以内の無料での利用者と有料での利用者の利用状況をお伺いします。

設置目的と利用状況を照らし合わせどのように検証されているのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 8番、岡本真芳議員の市政一般質問にお答えをいたします。

2番の市営駐車場運営について、3点ございまずので順次お答えをさせていただきます。

の市営西大和駐車場を設置した当初の目的につきましては、中心市街地の活性化を図り、公衆用道路における違法駐車と交通に支障を来さないようにするために設置をしたものであります。

の利用状況についてであります。平成22年4月から12月までの9カ月間で8万9,377台の利用があり、1カ月当たりで見ますと9,931台となっております。その利用台数のうち1時間以内の無料の台数は8万2,503台、1カ月当たりで見ますと9,167台でございます。また、1時間を超えた有料の台数は6,874台、1カ月当たりで見ますと764台となっており、1時間以内の駐車割合は92.3%で、短時間利用が多い状況にあります。

の設置目的と利用状況を踏まえた検証につきましては、ただいま お答えした利用状況から見て当初の設置目的に沿ったものであるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 西大和駐車場は、ほとんどが、92.3%が1時間以内という短時間での駐車ということがよくわかりました。この駐車場に車をとめて充実したショッピング、もしくはスポーツ、カルチャー、クリニックもありますけれども、できるような利便性の高いパーキングという位置づけであると思いますけれども、実は私もあそこに少し張りついて調査をしてみました。

日中は、例えば午前中は本当に閑散としているんですが、お昼どきになるとだーっと駐車がいっぱいなんです。そして周辺で食事をして、でも1時間ということにやはり皆さんこだわっていらっしゃいます。1時間以内に早く食べて早く行かないとお金がかかってしまうというような感じで走ってばっと行くような方もいらっしゃったんですけども、それでも、これでは2時間にしろとかいう話はありませんので、これは非常にいいのかなと。でも、お昼時間を過ぎるとまた閑散とするんです。そして、これが何と夕方になるとほぼ満車の状態です。何が起きているのかといいますと、あそこにスイミングスクールがありますので、スイミングスクールの送迎で満車です。これはすごいなと思いました。

私も実は、あそこを通ると、町の真ん中の一等地ですので、あいているところを見ると何だもったいないなという印象を受けてしまっていたんです。でも、じっくり調査したところ、設置当初の目的を十分に全うしているなというふうに判断させていただきました。

そこで、先ほど私が申し上げました1時間にこだわっていても、慌てて食事をしてばっと飛び出していくというような感じですので、例えば飲食店等、近隣の商店等に割引券などの配布はできないものなのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私の所管というか、割引券という、これは目的が買い物なり食事なりということの観点からでしょうが、私どもの駐車場感としてはそういったものは考えておりません。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 大変失礼いたしました。了解しました。

いずれにしても、あの西大和駐車場は、近隣店舗へもたらす貢献度というものは多大なものがあると思っております。しかし、そすいスクエアアクセスにはまだまだ空き店舗がたくさん目立っております。中心市街地の利便性の高い、また駐車場もあんなにすばらしいものが設置されておりますので、あのそすいスクエアアクセスに、優良店舗がたくさん進出して、そしてさらに活気が出てにぎわうことを願って、この質問は終わらせていただきます。

それでは、3項目め、塩原温泉における観光行政についてであります。

本市は、近年、アウトレットモールの進出やインターチェンジの開通も寄与して観光入り込み客数の増加が認められている。しかしながら、長引く不況により温泉地の宿泊客数の伸び悩み、ひいては税収の減に結びついていることは否めないところである。そのことから次のことをお伺いいたします。

平成20年からの塩原温泉における観光客の入り込み客数と宿泊客数の増減をお伺いいたします。

観光スポットの一つである国内最大級の足湯センター、「湯っ歩の里」の開業からこれまでの入場者数をお伺いします。

湯っ歩の里は、昨年サッシの入れかえ等大きな改修を行っているが、施設の管理上の課題及び

今後どのような改修が予測されるのかお伺いいたします。

湯っ歩の里では落語等イベントを実施していると思われるが、近年行われたイベントの実施状況及び情報の配信方法をどのように行っているのかお伺いします。

湯っ歩の里が塩原温泉の観光産業に寄与する施設として発展していくための今後の運営方針についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 湯っ歩の里の維持管理を塩原支所で担当しておりますので、私どものほうから答弁させていただきます。

の平成20年からの塩原温泉における観光客の入り込み客数と宿泊客数の増減についてお答えいたします。

入り込み客数につきましては、平成20年は326万4,755人、平成21年は310万4,612人で、前年度対比としまして16万143人の減、率にしまして4.9%の減となっております。また、宿泊客数につきましては、平成20年におきましては89万4,756人、21年は89万3,999人で、対前年比757人の減、0.1%の減となっております。

次に、の湯っ歩の里の開業からこれまでの入場者数についてお答えいたします。

平成18年8月1日オープン以来、23年2月までの入場者数につきましては47万4,135人となっております。内訳としましては、オープン当初の平成18年度におきましては11万8,981人、平成19年度は12万980人、20年度は8万8,760人、21年度は7万8,717人、22年度のこの2月末では6万6,697人となっております。

次に、の施設の管理上の課題及び今後の改修予測についてお答えいたします。

管理上の課題につきましては、建物が主に木製でできておりまして、特に足湯回廊内は温泉の湯気で充満するため、今回のサッシの入れかえ工事の原因のように他の施設より腐食の時期が早く、また、温泉を使用していることから温泉管のスケールによる設備の故障も他の施設より早いと考えられ、修繕等の維持管理費が多いことが課題であると考えられます。現在工事中のサッシの入れかえは、3月24日の完成予定となっております。

今後の改修予測につきましては、経年劣化に伴う施設の整備、また温泉の成分による腐食等に伴う軽微な改修や修繕工事になると予測しております。また、大規模な工事が必要と思われる時期が到来した場合は、改修計画を立て計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、の近年行われたイベントの実施状況及び情報の配信方法についてお答えします。

施設のオープン以降、毎年8月の夏休み期間中に足湯寄席を、市内の公共施設、広報やホームページに掲載しまして開催してまいりました。平成21年度からは、開催時期を秋の行楽シーズンを過ぎた11月中旬から下旬に変更し、足湯寄席として閑散時期の誘客対策として実施しております。公共施設、広報、ホームページはもちろんのこと、栃木テレビでの放映、出演者による栃木放送でのコメント、各旅館や各商店でのポスターやチラシによる周知をし、一人でも多くの来場者の獲得を図っているところでございます。

続きまして、塩原温泉の観光産業に寄与する施設として発展していくための今後の運営方針についてお答えいたします。

湯っ歩の里は、塩原温泉の観光産業に寄与する重要な施設ととらえております。今後は経費を節減し、民間の活用を図った運営をしていく必要があるため、平成24年度から指定管理者制度を導入

する予定としております。市もかかわりながら、より効率的、効果的な運営ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） それでは順次再質問をさせていただきます。

番のところでは、リーマンショックがあったわけなんですけれども、それ以後、本当に景気が悪くなってきております。そんな中でどういう経緯をたどっているのかというところが気になったところなんですけれども、那須塩原市は板室温泉と塩原温泉という名湯を抱えている市でありまして、これは市の宝だと思います。また、市民の誇りになっていると思います。

そんな中で、その宝物に一生懸命磨きをかけている人たち、これはおとといですか、菊地議員の一般質問に入っておりましたけれども、地元の旅館組合の方々でしょうか、「塩原温泉まちめぐり案内人」がスタートしております。また、源泉かけ流しの会も6日に設立をされておりますけれども、本当に地元の皆さんは頑張っていらっしゃるなと思っております。

そこで、当然、行政も地元の方々の頑張りをただ見ているだけではなくて一生懸命後押ししている、その一つが湯っ歩の里ではないかと考えておるところでありますけれども、ただいまの答弁の中で、湯っ歩の里の来場者は19年の12万980人をピークにしてどんどん下がってきてしまっているのが現状だと思います。しかし、改修費や管理費は待ったなしでかかってくるわけであります。

そんな中で、23年度の予算で管理費の歳出が湯っ歩の里で1,100万円減っているんですけれども、こちらは、サッシの入れかえがあるのかなと思うんですけれども、どういう理由なのかお示しいた

だきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 淨君） 23年度の1,000万円ほどの減につきましては、議員が話されましたようにサッシの入れかえ工事が終了するということと、燃料費のほうが今まで計上していたものより130万円ほど低く見積もれたということで、これまでの実績を踏まえて減額したということで1,000万円以上の減額になっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 了解いたしました。去年の12月20日から今月14日までこのサッシの入れかえ工事が行われていると思いますけれども、私も行って見てまいりました。でも、若干残念に思うところもあるわけです。

あそこは、開設当初は全部木造で、サッシも木でできていて、これはすごいなと思ったんですが、やはり懸念されていたとおり腐食してしまったということで、今、アルミのサッシになっていると思うんです。ちょっともったいなかったなという印象は受けたんですけれども、あそこを改修するのは本当に大がかりな工事だと思います。

右側と左側と交互に分けて工事をされたと思うんですけれども、私、きのう行っていましたら、きのうは休館日だったんですが男性が2人ぐらいいらっちゃって、何だきょうは休みだねと。でも改修していて片っぼうしか入れないのかと、片っぼうの湯だななどということを言われましたけれども、早く改修を終わってリニューアルオープンされることを願っております。

そこで、平成23年度の予算で利用者50万人突破記念イベントが計上されております。この内容、どんなことをやるのかということと、あわせて、

もみじ谷大吊橋が500万人突破、ビジターセンターが100万人突破と、これが同じ年度に出ているんですけれども、これは何か調整して意図的にこの年度に合わせてやったのが、偶然100万人、500万人、50万人になったのかということ、それぞれの事業の内容とその経緯をお示してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 淨君） 湯っ歩の里につきましては、平成18年からということで、ことし50万人目を迎えるということでの予算計上ですが、同じくもみじ谷大吊橋、ビジターセンターにつきましても、もみじ谷大吊橋におきましては現在490万人を開設以来数えていると、ビジターセンターにつきましては98万9,000人を数えているということで、もみじ谷大吊橋につきましては500万人、ビジターセンターにつきましては100万人、湯っ歩の里につきましては50万人の記念事業をやろうということで、それぞれ予算に計上した次第でございます。

内容につきましては、ちょうど当たる方につきまして記念品の贈呈とか花束贈呈とかそういったものを考えております。

議長（君島一郎君） 岡本真芳君に申し上げます。現在のもみじ谷大吊橋、それからビジターセンターについては事前通告から外れるかと思しますので、質問の内容につきまして注意して質問のほうをお願いしたいと思います。

8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 失礼いたしました。今回、私の質問は塩原温泉における観光行政についてということでございましたので、こちらのほうも取り上げさせていただきます。それぞれ素晴らしい実績が上がって記念イベントが開催されるということでありますので、ぜひこれをきっかけに盛

り上げていただけないなと思っております。

次に、これは市民からの声を聞いたわけなんですけれども、リピーターが少ないという理由があります。ここはまず飲食ができない、それからお土産物がないということで観光施設としての魅力が不足しているという声が聞こえてきております。那須塩原市は生乳の生産が本州一ということでありますので、この乳製品とか、また牛乳関係の製品を並べて販売してはいかがかなと思うところと、あと、けさの下野新聞に掲載をされておりましたけれども、授産施設の障害者の手づくり品人気ということでパンや木工品の共同販売、おととい、本庁舎の1階で昼休みに販売があったと思うんですけれども、こういったものを湯っ歩の里でお土産物として置いてみてはいかがかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 淨君） ただいまの入込みに対しての減少に対する歯どめ策としまして増加に向けた取り組みをという中で、先ほども答弁しましたように、民間活力の導入にあわせて、まち巡りの組織化がされた関係で、そういう周遊ルートにも入れるということにもなっておりますが、あわせて敷地内での飲食店とか土産物店等の常設等も考えていかなければならないかなということは内部で検討しているところでございまして、このお店の内容につきまして、ただいまの授産施設の乳製品とかクッキーとかそういったものも今後検討していく中の対象にしていく必要があるかと思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、足湯寄席なんですけれども、この寄席をやったときの利用者数というのはどのくらい入っていたのかお示しいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 平成20年度からの3年間で申し上げますと、回数が7日だったりとかことし22年度の場合は5日だったりとかということで、日数が違いますので分母が違うということで比較の対象にはなりません、20年度は土日の7日の開催で4,014人、21年度は同じく7日の開催で3,095人、22年度につきましては5日の開催ということで2,426人ということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） ありがとうございます。7日間で3,000人から4,000人の方が来場されているということでありまして、今回、一般質問の中で観光行政のことを質問されている方が何人かいらっしやいましたけれども、一つのポイントは僕はPRだと思っております。

この足湯寄席に関しては、広報やインターネットでお知らせしている、また栃木テレビ等でもということでありまして、これをもっと何回も定期的にやたらいいなと思っているんです。7日間とか5日間とかありますけれども、1回開催するのにどのくらいの費用がかかるんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 21年度の場合ですが予算額とすれば100万円ほど、それと22年度につきましては120万円ということで計上してございます。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 100万円と120万円ということなんですけれども、5日間開催で120万円、7日間開催で100万円という判断だと思んですけども、これはよくわからないんですが、落語家のグレードによって金額が違うのかどうかちょっとお示ください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（臼井 浄君） 先ほどの22年度の120万円の内訳でございますが、イベント会社というんですか、落語家さんのほうに行く委託料が50万円ほど、それと報償費でございますが、落語ばかりでなくて、もちつき歌とかそういうほかのものもあわせてやっているものですから、そういうものを合わせて57万円ほどということでございます。それと、チラシの印刷、製本費用とかで13万円ほどということです。一応、内訳とすればそのような形になっております。

議長（君島一郎君） 8番、岡本真芳君。

8番（岡本真芳君） 湯っ歩の里のあの設計からすると、能の舞台ではないんですけども、ちょっとせり出した部分があって形状的には寄席をやったりするには最高、このためにつくったのかなというくらいの形、設計になっていると思うんですけども、もっともっと寄席、落語の聞ける足湯センターということをもっともっと表に出して行って、開催……

議長（君島一郎君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 3時11分